

国税庁レポート 2014

NATIONAL TAX AGENCY REPORT



納税者の皆様へ

国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、この使命を果たすため、国税庁はこれまで様々な取組を行ってきております。

第1に、納税者サービスの観点から、国税電子申告・納税システム（e-Tax）や確定申告書等作成コーナーなどのICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでまいりました。

特に、e-Taxについては、利用者の利便性向上の観点から、一定の添付書類の提出省略などの施策を実施し、また関係各位のご協力を得ることで、その利用件数は着実に伸びてきております。

第2に、適正な調査・徴収の観点から、納税者の利益の保護を図りつつ、大口・悪質な事案には厳正に対応してきたほか、社会経済情勢の変化に応じ、富裕層や国際化事案などにも積極的に取り組んでまいりました。

特に、国際的な租税回避行為に対応するため、平成26年1月以降に提出されている国外財産調書の活用に努めるとともに、国内の情報だけでは事実関係を十分に解明できない取引等について租税条約等に基づく情報交換を積極的に進めております。

また、大企業については、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を進めております。

消費税率の引上げ等については、事業者の方が消費税の仕組みや改正内容を十分に理解して自ら適正な申告・納付が行えるよう、広報・相談・指導に取り組んでおり、総額表示義務の特例や転嫁拒否等に関する相談についても、関係省庁と連携して適切に対応しております。

私は、納税者の皆様の税務行政に対する理解と信頼の下、申告・納税をしていただくことが重要であると考えております。

こうした様々な取組を通じて、「国民の信頼に応える税務行政」を推進してまいります。

また、国税庁の様々な取組について、納税者の皆様の理解を深めていただくため、「対外コミュニケーションの充実」を図っていくことが重要であると考えております。

これまで国税庁としては、様々な課題や取組方針、各種施策についての実効性ある計画の策定とその実施、実施結果の評価・検証について、ホームページ、報道発表等を通じて、できる限り分かりやすくお知らせしてまいりました。

「国税庁レポート」（年次報告書）もその一つであり、国税庁の1年間の活動について、その年のトピックも含め分かりやすく説明しております。

「国税庁レポート2014」もこれまでと同様に、国税庁の取組について統計資料等を交えながら、分かりやすく説明しております。

この「国税庁レポート2014」が皆様のご理解を深める一助になれば幸いです。

平成26年(2014年)6月

国税庁長官 稲垣 光隆

CONTENTS

納税者の皆様へ

1

I 国税庁について

5

- 1 国税庁の任務と使命 5
 - (1) 国税庁の任務 5
 - (2) 国税庁の使命 5
- 2 税務行政の運営の考え方 7
 - (1) 納税者サービスの充実 7
 - (2) 適正な調査・徴収及び納税者の権利救済 7
 - (3) 酒税行政の適正な運営 8
 - (4) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実 8
 - (5) 政策評価と税務行政の改善 8
- 3 国税組織の概要 9
 - (1) 国の収入と税 9
 - (2) 国税庁の予算と定員 9
 - (3) 国税組織の機構 10

II 納税者サービスの充実

11

- 1 情報提供等 11
 - (1) ホームページによる情報提供 11
 - (2) 租税教育 13
 - (3) 説明会 14
 - (4) 事前照会 14
 - (5) 税務相談 15
 - (2) 多様な納税者ニーズへの対応 19
- 2 e-Tax（国税電子申告・納税システム） 16
- 3 確定申告 18
 - (1) ICTを利用した申告の推進 18
- 4 適正な源泉徴収制度の運営 20
- 5 税理士制度 20
 - (1) 書面添付制度の推進 21
 - (2) e-Taxの利用促進 21
- 6 関係民間団体との協調 22
- 《コラム》東日本大震災への対応 23
- 《コラム》改正消費税法への対応 25

III 適正な調査・徴収

26

- 1 適正・公平な税務行政の推進 26
 - (1) 調査において重点的に取り組んでいる事項 27
 - (2) 資料情報 28
 - (3) 査察 28
 - (4) 税務に関するコーポレートガバナンスの
充実に向けた取組 29
 - 《コラム》コンプライアンス確保のための多様な取組 31
- 2 確実な税金の納付 33
 - (1) 自主納付態勢の確立 33
 - (2) 滞納の整理促進への取組 34
 - (3) 集中電話催告センター室 36
 - (4) インターネット公売 36
 - (5) 的確かつ効率的な債権債務の管理 36
- 3 国際的な取引への対応 37
 - (1) 国際的な取引に係る環境の変化 37
 - (2) 国際課税への取組 38
 - (3) 国際課税事案の調査 40
 - (4) 移転価格税制への対応 40
 - (5) 国際的な租税の徴収 41
- 4 相互協議 42
- 5 各国税務当局との協力・協調 43
 - (1) 開発途上国に対する技術協力 43
 - (2) 税務当局間の国際会議への参加 44

IV 権利救済

45

- (1) 異議申立て46
- (2) 審査請求46
- (3) 訴訟46
- (4) 権利救済の状況46
- 《コラム》国税不服申立制度の改正の概要48

V 酒税行政の適正な運営

49

- (1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組 … 49
- (2) 酒類の表示の適正化への対応50
- (3) 社会的要請への対応50
- (4) 酒類の公正な取引環境の整備への取組50
- (5) 酒類業者に対する情報提供50
- 《コラム》日本産酒類の輸出環境整備に向けた取組 … 51

VI 業務・システムの見直し

52

- 《コラム》社会保障・税番号制度の導入54

VII 政策評価の実施

55

VIII 資料編

56

- | | |
|-------------------|------------------|
| ○ 租税収入・予算56 | ○ 査察59 |
| ○ 申告・課税状況57 | ○ 権利救済59 |
| ○ 調査状況58 | ○ 税務相談60 |
| ○ 国際課税58 | ○ 納税者満足度60 |
| ○ 滞納状況58 | |

(注)本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関であり、昭和24年に大蔵省（現、財務省）の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）、524の税務署が設置されており、国税庁本庁は、税務行政の執行に関する企画・立案等を行い、国税局と税務署の事務を指導・監督しています。国税局は、国税庁の指導・監督を受け、管轄区域内の税務署の賦課徴収事務について指導・監督を行うとともに、大規模納税者等について、自らも賦課徴収を行っています。税務署は、国税庁や国税局の指導・監督の下に、国税の賦課徴収を行う第一線の執行機関であり、納税者と密接なつながりを持つ行政機関です。

以上のほか、税務職員の教育機関である税務大学校、また、特別の機関として、納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

1 国税庁の任務と使命

(1) 国税庁の任務

国税庁の任務は、財務省設置法第19条により「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を図ることと定められており、この任務を果たすために、広報活動や租税教育など納税者が納税義務を理解し実行することを支援する活動（納税者サービス）や、善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないように、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施することによって誤りを確実に是正する活動（適正・公平な税務行政の推進）を行っています。

これに加えて、同条により定められている任務である「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」に努めています。

(2) 国税庁の使命

国税庁は、これらの任務を遂行するに当たっては、納税者である国民の理解と信頼を得ることが何より重要であると考えています。

このため、国税庁の任務を遂行するに当たっての実施基準や行動規範などを取りまとめ、「国税庁の使命」として職員に示すとともに、国民に対して公表しています（右6ページ参照）。



国税庁

国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任務

- 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすくて的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行動規範

- 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

(1) 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

(2) 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今後の取組

- 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

2 税務行政の運営の考え方

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。

国民の皆様からの理解と信頼の下、この使命を果たすため、国税庁は、税務行政の運営に当たり、

- ① 納税者が、申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるように、サービスの向上を図る
- ② 納税者の権利利益の保護を図りつつ、適正な調査・徴収を行う
- ③ 国税庁の様々な取組を分かりやすくお知らせするとともに、各種施策の実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政を改善する

ことなどを基本的な考え方として、以下のような取組を行います。

国税庁の取組

(1) 納税者サービスの充実

- 納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、申告等のために必要な税務情報を、ホームページなどを通じて提供します。
- e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICTを活用した納税者にとって利便性の高い申告・納税手段の充実を推進します。
- 納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。
- 源泉徴収制度についても、源泉徴収義務者に対する更なる周知・広報を通じ、その適正な運営が図られるよう努めます。
- 納税者が適正な申告納税を行う上で、税理士の果たす役割は重要であることから、e-Taxの普及・定着、書面添付制度の活用など税理士会との連携・協調に努めます。
- 租税教育については、社会全体で取り組むべきとの考え方の下、充実に向けた支援に取り組み、関係省庁、教育関係者、税理士会等民間団体と連携します。

(2) 適正な調査・徴収及び納税者の権利救済

- 納税者の権利利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨むなど、適正な調査・徴収を行います。
- 課税・滞納処分は、納税者の権利利益に対する強制的な処分であることを十分に認識し、調査段階において、納税者の主張を正確に理解し、その内容を客観的に吟味した上、的確な事実認定と法令の適用を行います。
- 複雑化する経済取引等に対応するため情報収集体制の充実を図るとともに、資産運用の多様化や消費税の不正還付申告への対応など、的確な重点課題を設定し、組織的に取り組みます。

- 国際的な取引についても租税条約に基づく外国税務当局との情報交換を行い、課税上問題があると認められる租税回避行為などには厳正に対応します。
- 大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、税務に関するコーポレートガバナンスの充実が重要であるため、経営責任者等と意見交換を行い、効果的な取組事例を紹介するなどの取組を一層推進するとともに、その充実が認められる法人に対しては事前の信頼関係に基づき調査の間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を振り向けていきます。
- 適正な税務行政の執行を担保する上で重要な役割を果たしている不服申立てについては、適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい不服申立制度の環境の整備を図ります。

(3) 酒税行政の適正な運営

- 酒類の生産から消費まで全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図るため、酒類総合研究所と連携して取り組みます。
- 未成年者の飲酒防止などの社会的な要請に応えるため、酒類販売管理者の選任義務や酒類の陳列場所における表示が適切に遵守されるよう、酒類の適正な販売管理の確保に努めます。
- 酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、「酒類に関する公正な取引のための指針」を踏まえて取引状況等実態調査を実施し、合理的な価格の設定が行われていないなどの取引が認められた場合には改善を指導し、必要に応じて公正取引委員会と連携して対応します。

(4) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実

- 厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図り、適切に配分するとともに、納税者の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。
- 事務処理の電子化など、事務の簡素・効率化に向けた不断の見直しを行い、特に、一時期に申告が集中する所得税の確定申告期においては、納税者利便の向上にも資するe-Taxの利用推進などに取り組みます。
- 女性職員の採用・登用にも配慮しつつ、経験や能力に応じた的確な人事配置を行い、必要とされる専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。
- 行政文書・情報の管理の徹底に取り組みます。

(5) 政策評価と税務行政の改善

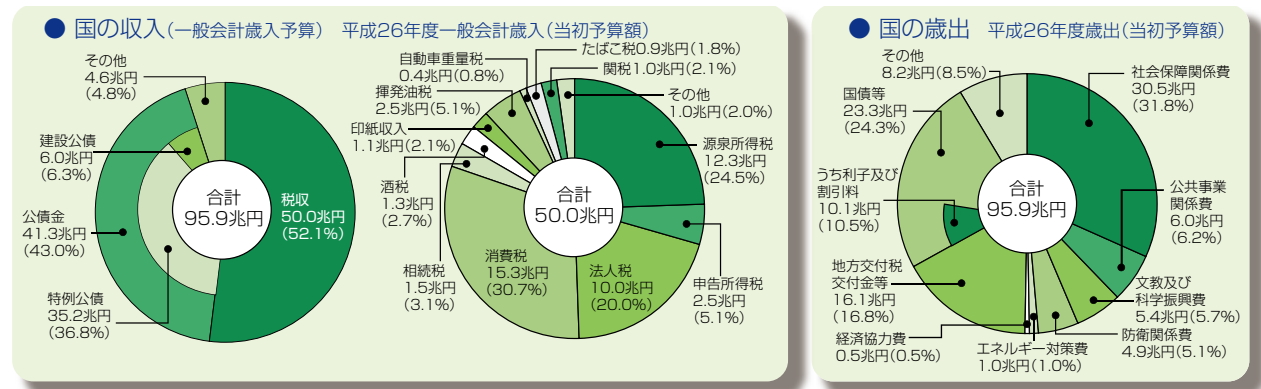
- 国民の皆様からの理解と信頼を得られるように、国税当局が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての実効性ある計画の策定とその実施、実施結果の評価・検証について、分かりやすくお知らせします。また、各種施策の実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組みます。

3 国税組織の概要

(1) 国の収入と税

平成26年度の国の収入（一般会計歳入予算（当初））は年間95兆8,823億円です。そのうち50兆10億円が租税及び印紙収入で、そこから税関からの税収分や日本郵政株式会社からの印紙収入分を除くと、国税組織の税収分は42兆3,795億円（約85%）¹となります。

また、所得税、法人税、消費税で税収分の約8割を占めています。



* 公債金は、歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債と公共事業費などを賄うために発行された建設公債による収入であり、全てが将来返さなければならない借金です。
各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

(2) 国税庁の予算と定員

平成26年度の国税庁関係予算額（当初）は7,086億円で、人件費を除く一般経費は1,433億円となっています。一般経費については、事務の効率化等のための国税総合管理システム（以下「KSKシステム」といいます。KSKシステムについては、53ページをご参照ください。）や、納税者利便の向上のためのe-Tax（e-Taxについては、16ページをご参照ください。）などに重点を置いています。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台で推移しました。その後、平成元年に消費税が導入されたことなどに伴い定員が増加しましたが、平成9年度にピークとなり、平成18年度までの9年間に1,000人を超える定員が減少しました。

平成19年度から平成23年度までは、定員増加に転じましたが、平成24年度からは純減となり、平成26年度の国税庁定員は5万5,790人となっています。

現在の厳しい財政状況の下で、国税庁では、国税庁の任務を遂行するために必要な予算・定員の確保を図るとともに、行政経費の節減や定員の合理化に取り組んでいます。

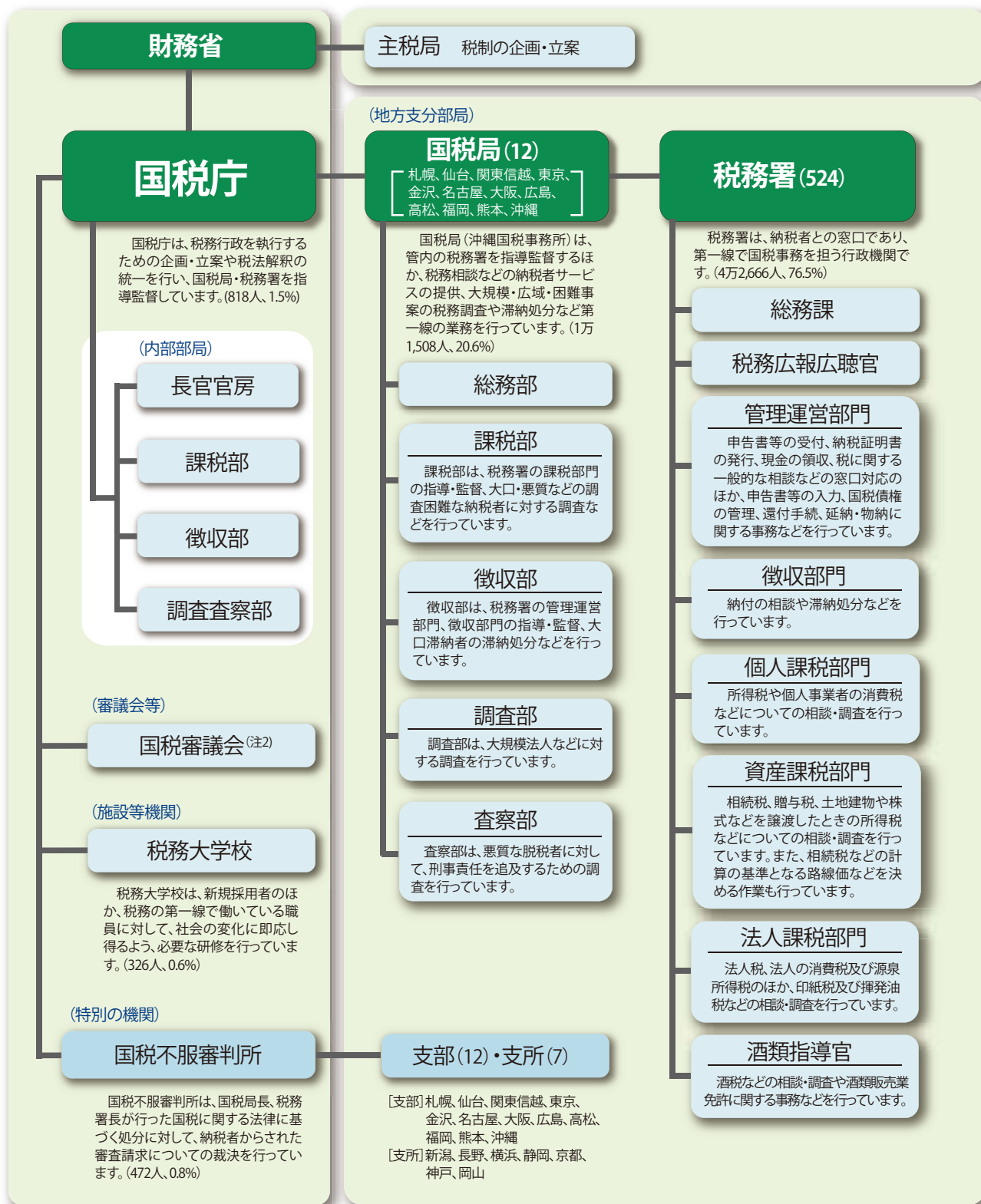
	昭和 50 年度	平成 9 年度	平成 26 年度	(参考) 平成 26 年度 / 昭和 50 年度
予 算 (億 円)	2,360	6,548	7,086	300.3%
定 員 (人)	52,440	57,202	55,790	106.4%
① 所得税確定申告数 (千人)	7,327	20,023	21,434	292.5%
② 法 人 数 (千 件)	1,482	2,793	2,985	201.4%
③ 物品税課税場数 (千 件)	117	—	—	—
④ 消費税課税事業者数 (千 件)	—	2,521	3,247	—
① + ② + ③ + ④ (千 件)	8,926	25,337	27,666	309.9%

* 平成26年度の①所得税確定申告数は、平成25年分の計数です。
平成26年度の②法人数は、平成25年6月末の計数です。
④消費税課税事業者数は、消費税課税事業者等届出書提出件数です。なお、平成26年度は、平成26年3月末の計数です。
(参考)は、昭和50年度を100としたときの平成26年度の割合です。

1 国税組織の税収分は、平成24年4月1日から平成25年3月31日の租税及び印紙収入決算額に占める国税庁分歳入決算額の割合を基に算出しています。

(3) 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局（沖縄国税事務所を含む。）と524の税務署があります。（注1）



(注)1 各部署の人数、%は、平成26年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています（平成26年5月末現在）。

2 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官と国税不服審判所長が意見を求めた事項の審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

～広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実～

国税の多くは、納税者が自ら税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する申告納税制度を採用しています。これに対して、行政機関の処分により税額を確定する方法を賦課課税制度といい、地方税ではこの方法が一般的です。

国税においても、戦前は賦課課税制度が採られ、税務官署が所得を算定し税額を納税者に告知していました。しかし、昭和22年に、税制を民主化するために所得税、法人税、相続税の三税について、申告納税制度が採用され、その後、多くの国税に適用されるようになりました。

この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することが必要です。このため国税庁は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、受付窓口の一本化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

また、納税者の申告を確認したり、正しい申告へと導いたりするためには、的確な調査と指導を実施するとともに、税理士や関係民間団体などとの協力・協調も必要です。さらに、国税が期限までに納付されない場合には、自主的な納付を促し、それでも納付がない場合には、滞納処分を実施するなど、確実な国税の徴収を図ることが必要です。このため国税庁では、正しい申告への是正が必要な納税者に対して的確な指導や調査を実施するとともに、納税者の実情を踏まえながら、法令に基づき、厳正・的確な滞納整理を実施しており、適正・公平な税務行政の推進を図っています。

1 情報提供等

～納税者サービスの充実を図るための様々な広報活動を実施～

納税者に、自発的かつ適正に申告・納税していただくためには、納税の義務を理解していただくことが重要です。

このため、国税庁では、納税者が適正に申告・納税が行えるよう納税の意義や税法の知識、手続についての情報提供や租税教育をはじめ、税務相談や税務手続における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図るために広報活動を行っています。

具体的な広報活動としては、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）（平成25年度アクセス件数1億6,641万件）を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に用意したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています。

また、国税庁では、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答するほか、一般的な税法の解釈・取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しています。さらに、納税者が実際に行う取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じるなど、納税者が適正な申告などを行えるよう取り組んでいます。

(1) ホームページによる情報提供

～国税庁ホームページは利便性に配慮～

国税庁ホームページでは、申告・納税の手続などに関する情報を提供しており、誰もが容易に利用できるよう、利用者の目的に沿った案内機能の向上を図るとともに、文字拡大・音声読み上げ機能をはじめ、障害のある方や高齢者の方の利便性にも配慮しています。

また、国税庁ホームページのトップページでは、知りたい情報へ容易にアクセスいただけるよう各種情報への入口を次のように設けています。

なお、国税庁ホームページ携帯等版（<http://www.nta.go.jp/m>）も開設しており、携帯電話やスマートフォン等からでもご覧になれます。

国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は平成26年4月現在のものです。

1 タックスアンサー

- ◆ お問い合わせの多いご質問とそれについての一般的な回答を掲載した「よくある税の質問」への入口

2 国税局・税務署を調べる

- ◆ 各国税局コーナーへの入口

3 確定申告書等作成コーナー

- ◆ 画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動的に計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書などが作成できるシステム
- ◆ 作成した申告書はe-Taxで提出可能印刷して郵送等でも提出可能

4 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

- ◆ e-Taxをご利用いただく際の「事前準備」、「初期登録」、「手続の流れ」など、e-Taxを利用した申告・納税などをサポートするための情報を提供

5 路線価図

- ◆ 全国3年分の路線価情報を提供

The screenshot shows the NTA homepage with the following elements:

- Header:** 国税庁 NATIONAL TAX AGENCY, サイト内検索, 検索, 検索の仕方, 文字拡大・読み上げ
- Navigation Bar:** ホーム, 税について調べる, 申告・納税手続, 活動報告・発表・統計, 国税庁概要・採用, 調達・その他の情報
- Left Sidebar:**
 - 新着情報
 - 訪問者別に調べる
 - 税目別に調べる: 所得税, 法人税, 源泉所得税, 消費税, 贈与税, 相続税, 酒税
 - パンフレット・手引き
 - 税法・通達等・質疑応答事例
 - 申請・届出様式
- Main Content Area:**
 - 1 タックスアンサー** (Callout 1)
 - 3 確定申告書等作成コーナー** (Callout 3)
 - 4 国税電子申告・納税システム(e-Tax)** (Callout 4)
 - 2 国税局・税務署を調べる** (Callout 2)
 - 5 路線価図** (Callout 5)
 - 6 公売情報** (Callout 6)
 - 7 動画で見る 税の情報・税の仕事** (Callout 7)
 - 8 税の学習コーナー** (Callout 8)
 - 10 ご紹介します 税の役割と税務署の仕事** (Callout 10)
 - 11 国税庁新着情報メールマガジン** (Callout 11)
- Right Sidebar:**
 - 国税庁概要・採用: 国税庁の紹介, 採用案内, 所管特例民法法人, 税務大学校, 国税不服審判所
 - 活動報告・発表・統計: 審議会・研究会等, 国税庁の実績の評価, 国税庁レポート, パブリックコメント, 報道発表資料, 統計情報
 - 申告・納税手続: 税務手続の案内, 事前照会に対する文書回答, 所管法令(e-Gov), 認定NPO法人制度
 - 調達・その他の情報: 調達情報・公売情報, 国際業務関係情報, 情報公開・個人情報保護, 税理士関係情報, お知らせ

6 公売情報

- ◆ 全国の国税局や税務署で実施している公売(差し押さえた財産を入札などにより売却すること)物件の情報や公売手続などの情報を提供

7 動画で見る 税の情報・税の仕事

- ◆ 税の仕組みや申告書の作成方法、e-Taxの利用などについて具体的に説明
- ◆ 調査・徴収をはじめとした国税庁の取組をドラマ仕立てで分かりやすく紹介

8 税の学習コーナー

- ◆ ゲームやクイズなどで子供から大人まで楽しく税を学べるコーナー
- ◆ 学校教師向けの租税教育用教材を提供

9 文字拡大・読み上げ

- ◆ 高齢者や視覚に障害がある方のためのサポート機能

10 ご紹介します 税の役割と税務署の仕事

- ◆ 「税の役割と税務署の仕事」を動画やイラストで分かりやすく解説

11 メールマガジン

- ◆ 「新着情報・メールマガジン配信サービス」の登録

※1 東日本大震災に関連する情報を開設しています。

※2 国税庁ホームページのほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含む。)や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

I 国税庁について

II 納税者サービスの充実

III 適正な調査・徴収

IV 権利救済

V 酒税行政の適正な運営

VI 業務システムの見直し

VII 政策評価の実施

VIII 資料編

(2) 租税教育

～租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施～

国税庁では、租税教育は基本的に学校教育の中で充実を図るとともに、社会全体で継続的・段階的に取り組むことが必要との考え方の下、小学生から社会人となる手前までの学生などを対象とし、国の基本となる租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養うことができるよう、租税教育の充実に向けた環境整備や支援に努めています。

さらに、租税教育推進関係省庁等協議会（総務省、文部科学省、国税庁などで構成）において、租税教育の充実に向けて継続的に協議し、効果的な支援策の検討を行っています。

これまでの取組としては、各都道府県に設置された租税教育推進協議会（国、地方公共団体、教育関係者などで構成）を中心に、広く関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や租税教育用副教材の作成・配付、作文募集などを行っています。

また、国税庁ホームページに「税の学習コーナー」（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/index.htm>）を設け、学生などが自ら税について学習できるように、租税の意義、役割を分かりやすく解説したページを提供するとともに、学校の教員をはじめ、租税教育を行う指導者の方が利用できる電子媒体の「租税教育用教材」を提供しています。

このほか、東京上野税務署内に租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」を設置し、「税務署見学」や「体験学習」などを実施しています。

なお、詳しくは国税庁ホームページの（<http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/gakushu/taiken/01.htm>）をご覧ください。

【タックス☆スペースUENOの利用お申込み・お問い合わせ先】

東京上野税務署 税務広報広聴官 電話 03-3821-9001（代表）（内線361、362）



タックス☆スペースUENOの風景



税の学習コーナー

● 租税教室等への講師派遣状況

	平成 23 年度	平成 24 年度
職 員	8,199 人	8,551 人
職員以外	15,031 人	17,542 人
合 計	23,230 人	26,093 人

※ 平成24年度は、大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

● 税の作文の応募編数

	平成 24 年度	平成 25 年度
高校生の応募編数	182,736 編	181,500 編
中学生の応募編数	584,661 編	583,142 編

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校和光校舎にある租税史料室は、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、一年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、中高生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、専門のスタッフが、所蔵史料の歴史的考察や過去の租税制度の研究も行っています。

なお、所蔵史料の解説など、詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校コーナー(<http://www.nta.go.jp/ntc>)をご覧ください。



租税史料室

(3) 説明会

～税に関する情報提供を行うための様々な説明会を開催～

国税庁は、税に関する手続や税制改正の内容などについて、納税者に理解を深めていただくため、全国の税務署において説明会を開催しています。

具体的には、申告に必要な記帳や帳簿などの保存の必要性や、申告書や決算書の作成方法などを指導するための説明会、源泉徴収を行う義務のある企業等を対象とした年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、税に関する情報提供を行うための様々な説明会を開催しています。

● 各種説明会の開催回数・参加人員

	平成 23 事務年度	平成 24 事務年度
開催回数	23,443 回	23,918 回
参加人員	1,087 千人	1,155 千人

(4) 事前照会

～納税者の予測可能性を向上～

納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項については、納税者サービスの一環として、税務署などで事前の照会に応じ回答するとともに、参考となるものについては、納税者の申告に役立つよう質疑応答事例として国税庁ホームページに掲載しています。

また、事前照会のうち、文書による回答を求める旨の申出があった場合で一定の要件を満たすときには、文書による回答を行うとともに、他の納税者の予測可能性の向上といった観点から、その照会・回答内容を国税庁ホームページに掲載しています。

● 文書回答手続による事前照会の受付件数

	平成 24 年度	平成 25 年度
受付件数	147 件	160 件

● 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	平成 24 年度末	平成 25 年度末
掲載件数	1,756 件	1,784 件

◎ 文書回答事例の例

- 乗船中の船員が支給を受ける航海日当に対する所得税の取扱いについて
- バラスト水処理装置の設置に係る費用の取扱いについて

(5) 税務相談

～一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応～

税務相談は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、税に関する情報を提供したり、税務一般に関する質問に答えるもので、納税者サービスの一環として行っています。国税庁は、納税者の税に関する質問・相談に答えるため、国税局ごとに電話相談センターを設置し、一般的な税務相談について集中的に受け付けています。

なお、東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターには、外国人のための英語による税務相談に対応する税務相談官も配置しています。

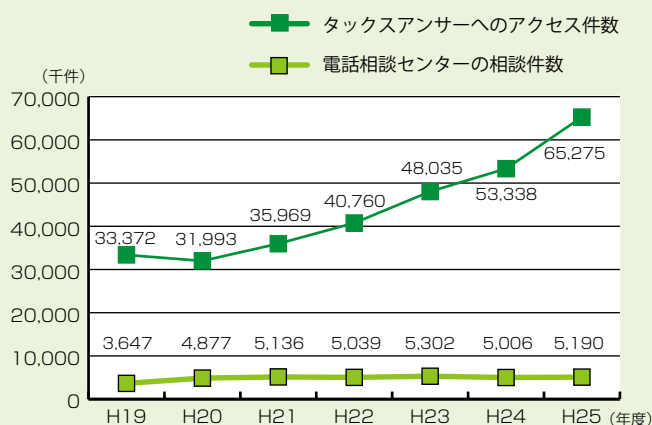
また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」にて情報提供を行っています（携帯サイトでも提供しています。）。

詳しくは、国税庁ホームページの（<http://www.nta.go.jp/taxanswer>）をご覧ください。



電話相談センター

● 電話相談センターの相談件数及びタックスアンサーへのアクセス件数



平成20年度以降、タックスアンサーへのアクセス件数は増加傾向

タックスアンサーの携帯サイトは右のコードからご覧になれます。



◎ タックスアンサーでアクセスの多い質問（平成 25 年度）

- 1 位……医療費を支払ったとき（医療費控除）
- 2 位……所得税の税率
- 3 位……医療費控除の対象となる医療費

～個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応～

具体的に書類や事実関係を確認するなど、面接による相談が必要な場合には、所轄税務署において予約制で受け付けることにより、税務署における待ち時間の解消を図るなど、相談内容に応じた効果的・効率的な運営に努めています。

2 e-Tax (国税電子申告・納税システム)

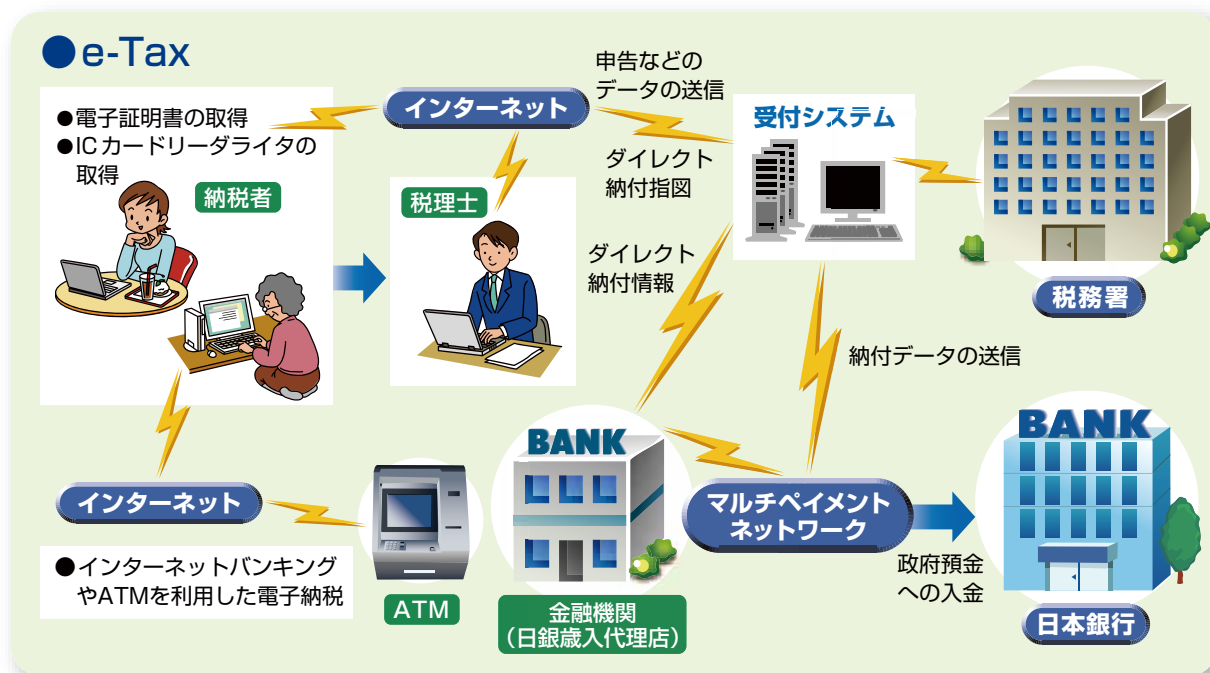
～ e-Taxの普及及び定着に向け、各種施策を強力に推進～

e-Taxは、所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種申請・届出について、書面の提出に代えてインターネットを通じて手続きが行えるものです。また、税金の納付も、全税目についてダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）¹ 対応のATMなどを利用して行うことができます。

e-Taxを利用すると、納税者や税理士は、税務署や金融機関の窓口に行くことなく、自宅や事務所などから申告・納税などの手続きを行うことができます。また、e-Taxに対応した税務・会計ソフトウェアを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、事務の省力化やペーパーレス化につながります。

一方、国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書収受事務やデータ入力事務の削減などの直接的な効果のほか、文書管理コストの低減などの間接的な効果が期待され、税務行政の効率化が図られることとなります。

e-Taxの普及及び定着に向けて、国税庁では、これまでに、e-Taxで申告された還付申告について処理期間を短縮したほか、個人の所得税申告における医療費の領収書など一定の添付書類の提出省略²や、税理士が納税者の依頼を受けて電子申告を行う場合の納税者本人の電子署名を省略できるようにしてきました。



1 「ペイジー（Pay-easy）」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。

2 添付書類の提出を省略する場合、その添付書類の記載事項を入力して確定申告書と併せて送信する必要があります。また、記載事項の入力内容を確認するため、必要があるときは、法定申告期限から5年間、税務署からこれらの書類の原本の提出又は提示を求められることがあります。

Ⅱ 納税者サービスの充実

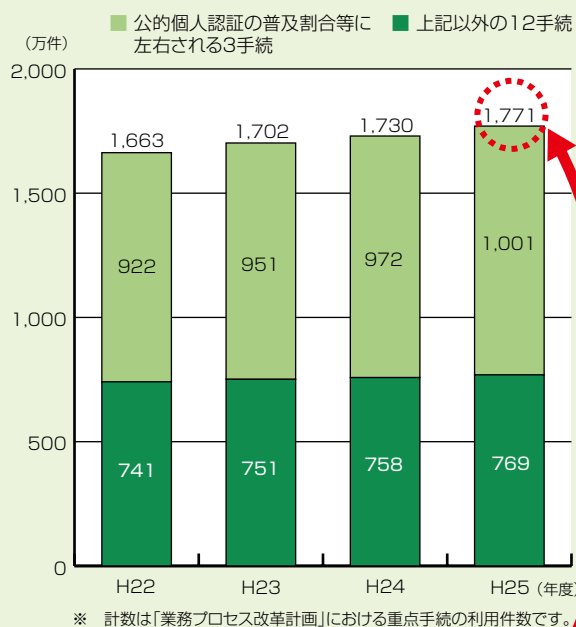
また、平成23年8月に決定された「新たなオンライン利用に関する計画」に基づいて、平成24年5月に国税庁における「業務プロセス改革計画」（平成25年3月・9月改定）を策定し、この計画に盛り込んだ各種施策に取り組んできました。

平成25年度においては、平成24年度に引き続き、所得税確定申告時期の24時間受付などを行ったほか、平日における受付時間の延長や納税証明書をオンライン請求し、税務署窓口で書面にて受け取る場合の電子署名の省略、さらには、e-Tax還付申告の処理期間について見直しを行いました。

なお、平成25年6月に決定された「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、平成26年4月には、利用ニーズを踏まえたオンライン手続の利便性向上の取組を推進するため、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（以下「改善方針」といいます。）が決定されました。

今後、国税庁では、改善方針に基づき、「改善取組計画」を策定し、e-Taxの一層の普及及び定着に向けた各種施策を実施するとともに、納税者利便の向上と行政運営の効率化に計画的に取り組むこととしています。

● e-Tax を利用した申告などの件数



e-Taxの利用件数は着実に増加

● 「業務プロセス改革計画」の成果指標の実績値等

成果指標	基準値 (H22 年度実績値)	実績値 (H23 年度)	実績値 (H24 年度)	目標 (H25 年度)
国民の利便性向上に関する指標				
e-Tax の利用満足度	66.4%	68.0%	70.6%	70%
国税庁 HP 「確定申告書等作成コーナー」 の利用満足度	80.1%	80.1%	81.3%	85%
行政運営の効率化に関する指標				
オンライン申請の受付 1 件当たりの費用	581 円	508 円	473 円	対前年度比減少
事務処理時間	99,729 時間 (平成 23 年度実績値)	99,729 時間	102,860 時間	対前年度比増加
オンライン利用率等				
オンライン利用率				
公的個人認証の普及割合等に左右される3手続	41.1%	44.2%	46.9%	50%
上記以外の 12 手続	70.1%	73.1%	75.7%	76%
ICT 活用率	57.3%	61.9%	65.5%	65%

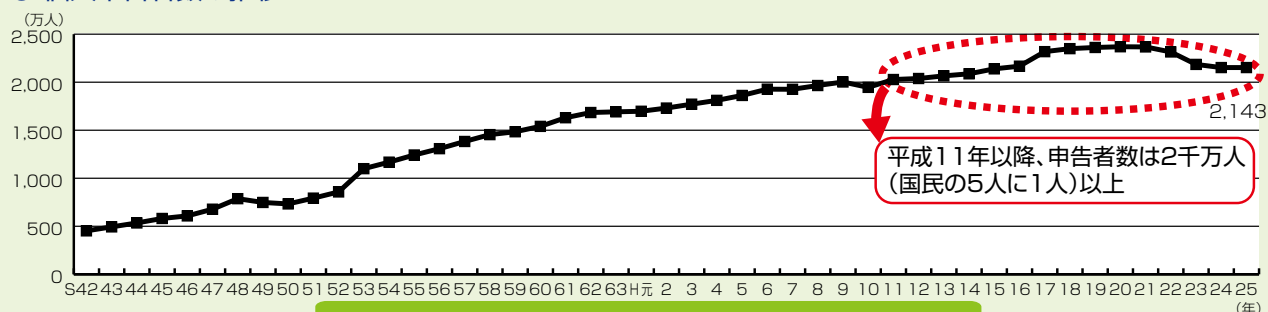
3 確定申告

～所得税の申告者数は2,143万人。半数以上は還付申告～

確定申告は、申告納税制度の下、納税者が一年間の所得と税額を計算し、申告納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、高額な医療費の支払があったことなどにより、申告により所得税及び復興特別所得税が還付となる方などが確定申告を行っています。平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った申告者数は2,143万人に上り、国民の5人に1人が確定申告を行っていることになります。そのうち、還付申告者数は、1,240万人を超え、所得税及び復興特別所得税の確定申告者数の半数以上を占めています。

国税庁では、確定申告を行う多くの納税者の多様なニーズに対応し、申告に伴う負担を軽減して、申告を行っていただくことができるよう、様々なサービスの提供に努めています。

● 個人申告者数の推移



納税者の多様なニーズに対応するために様々なサービスを提供
→簡単・便利な申告手続の実現に向けた取組を実践

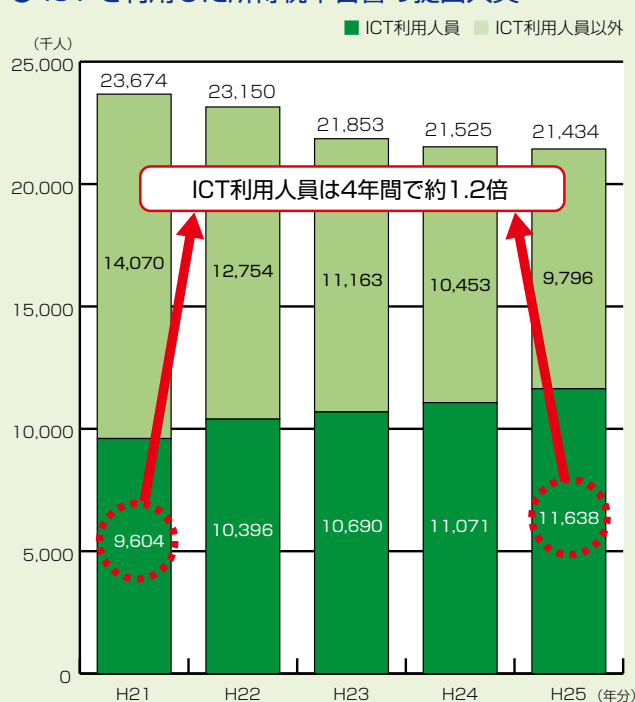
(1) ICTを利用した申告の推進

～ e-Taxと確定申告書等作成コーナーの提供～

国税庁では、近年のICT化の進展を納税者サービスにも積極的に活用し、自宅などからのICTを利用した申告の推進に取り組んでいます。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用することにより、納税者は税務署に出向くことなく、いつでも計算誤りのない申告を便利に行うことができます。

このため、より多くの納税者にICTを利用した申告をしていただけるよう、広報や説明会などの各種施策を実施しています。また、税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを配備し、申告相談に来られた納税者にもパソコンを使って申告書の作成・e-Tax送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。

● ICTを利用した所得税申告書の提出人員



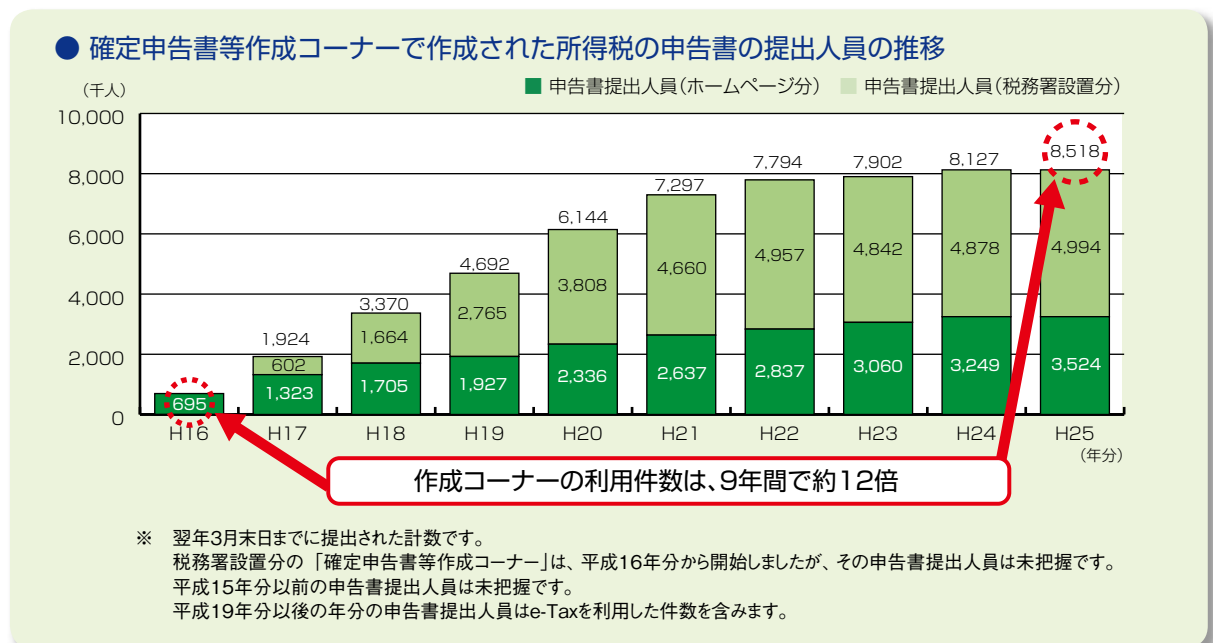
～「確定申告書等作成コーナー」で作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出人員は852万件～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンの画面上の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

また、作成したデータはそのまま当コーナーからe-Taxを利用して送信することができるほか、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

平成14年分の確定申告期に導入して以来、利用者数は年々増加しており、平成25年分の確定申告期においては、当コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンを通して作成されたものを含めて852万件と、全提出人員の約40%を占めています。このうちの約61%程度がe-Taxにより提出されているところです。

当コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。



(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～確定申告期間中における日曜開庁の実施～

国税庁では、「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

平成25年分の確定申告期においては、平成26年2月23日と3月2日に実施し、28万3,000件の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出がありました。

また、税務署に出向かずに必要な情報や各種様式を入手できるよう、国税庁ホームページなどで確定申告に関する様々な情報を提供しているほか、確定申告に関する各種説明会や小規模な事業者を対象として税理士による無料相談会を実施するなど、多様な納税者ニーズに対応しつつ、限られた定員の中で確定申告事務全体を円滑かつ効率的に実施することとしています。

地方税当局との協力

地方税の中には、対象となる納税者や税の仕組みが国税と共通しているものがありますので、納税者の申告手続の簡略化を図るために、制度面や執行面において、国税（当局）と地方税（当局）との間で緊密な連携を図っています。例えば、所得税の申告をした場合、税務署から地方税当局にその情報を提供することとなっているので、地方税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

また、国及び地方団体を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、所得税申告書等の相互データ提供を行うなど、ICT化を推進することにより、国及び地方団体の行政事務の効率化とコスト削減に努めています。

4 適正な源泉徴収制度の運営

～源泉徴収義務者への周知・広報を実施～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度の円滑な運営と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会の開催や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

5 税理士制度

～税理士の使命～

税理士及び税理士法人（以下「税理士等」といいます。）は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。

なお、平成26年3月末現在で、全国で74,501人の税理士が登録を受け、また2,748の税理士法人が設立されています。

～税理士の業務～

税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士等でない者は行ってはならないこととされており、同時に、税理士等に対しては、脱税相談や税理士等の信用又は品位を害する行為の禁止等、種々の義務と責任が課されています。

納税者は、税理士等が提供するサービス（申告書の作成や専門的な助言）を利用することにより、適正に申告・納税することができます。また、企業や個人事業者は、帳簿の作成や決算などの会計業務についても税理士等に依頼したり、助言を受けたりするケースが多く、税理士等は申告の基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

～税理士業務の適正な運営の確保～

税理士制度に対する国民の信頼を確保するため、国税庁では、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めています。また、税理士等に対する調査を的確に実施し、税理士法に違反した税理士等や、税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処しています。

税理士等に対して行った懲戒処分等については、官報公告に加えて国税庁ホームページにおいても公表しています。

● 税理士等に対する懲戒処分等件数

(単位：件)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
件数	29	37	34	41	50

～税理士会等との連絡協調～

(1) 書面添付制度の推進

税理士法に定められている書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関して果たした具体的な役割を明確にすることができるとともに、国税庁としてもそれを尊重しようとするものです。具体的には、税理士等は、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書を提出している税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであることから、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会及び日本税理士会連合会（以下「税理士会等」といいます。）との協議を積極的に行うとともに、この制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

(2) e-Taxの利用促進

e-Taxの利用促進に当たっては、税理士等の果たす役割が大きいことから、国税庁では、税理士会等に対してe-Taxの利用促進に係る協力要請を行うとともに、税理士会等が開催するe-Taxに係る説明会へ講師を派遣し、税理士会等との協調を図っています（e-Taxについては、16ページをご参照ください）。

～税理士法の改正～

平成26年度税制改正において、納税環境整備の一環として税理士法が改正されました。今回の改正は、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士等に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士等の業務や資格取得のあり方などに関し見直すものであり、その改正項目については、平成26年4月から順次施行されています。

税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士業務の改善進歩等のために、税理士等の指導、連絡や監督を行う、税理士法に定められた団体です。現在、全国に15の税理士会があり、各税理士会では、①税理士の資質の向上のための研修、②租税教育の充実のため、小・中学校、高等学校及び大学等への講師派遣、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士会を会員とする、税理士法に定められた全国で唯一の団体です。税理士会とその会員に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務、税理士等に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。詳しくは、日本税理士会連合会のホームページ（<http://www.nichizeiren.or.jp>）をご覧ください。

6 関係民間団体との協調

～関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供～

国税庁は、税に関する情報を直接納税者に提供するだけでなく、青色申告会や法人会などの関係民間団体の協力によって、税に関する情報が納税者に伝わるようにしています。これらの関係民間団体は、各団体が開催する各種説明会などを通じて適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

また、関係民間団体においては、e-Taxの一層の普及及び定着に向けた取組や「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進していくことなどにより、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

青色申告会

青色申告会は、青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約 3,100 の会があり、会員数は約 85 万人となっています（平成 26 年 4 月）。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、最寄りの各地区青色申告会までお問い合わせください。

法人会

法人会は、税知識の普及や、適正な申告納税制度の確立を図ることを目的として結成された団体です。社団法人としての法人会が 483 会あり、会員数は約 84 万社となっています（平成 25 年 12 月）。各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ（<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>）をご覧ください。

間税会

間税会は、間接税についての知識を習得し、申告納税制度における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与することを目的として結成された団体です。全国に 564 団体があり、会員数は約 9 万名となっています（平成 25 年 3 月）。間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や滞納防止のための活動を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ（<http://www.kanzeikai.jp>）をご覧ください。

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、納税のための貯蓄を通じて期限内完納の継続を目指す人々が集まって組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、約 3 万 4,500 組合があります（平成 25 年 3 月）。納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」の募集などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ（<http://www.zennoren.jp>）をご覧ください。

納税協会

納税協会は、税知識の普及や、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図ることを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益社団法人である 83 の納税協会があり、会員数は約 17 万人社となっています（平成 26 年 3 月）。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ（<http://www.nouzeikyokai.or.jp>）をご覧ください。

I
国税庁について

II
納税者サービスの充実

III
適正な調査・徴収

IV
権利救済

V
税務行政の適正な運営

VI
業務システムの見直し

VII
政策評価の実施

VIII
資料編

コラム 東日本大震災への対応（平成26年3月末現在）

1 国税の申告・納付等の期限延長の終了に伴う措置

東日本大震災の発生を受け、平成23年3月15日付国税庁告示により、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県について同月11日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

その後、各地域の状況を踏まえ、順次、期限延長措置を終了してきました。今般、残る福島県の田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村について、自主的な申告・納付の状況等を踏まえ、平成26年1月31日付国税庁告示により期限延長措置を同年3月31日をもって終了しました。

ただし、この期限延長措置の終了により、当該12市町村の納税者が、複数年分の申告・納付等をしなくてはならなくなることを考慮して、1年間の手続期間を設け、平成27年3月31日までに申告・納付等の手続をしていただくこととしています。また、同日までに申告・納付等をすることが引き続き困難な納税者については、申請により、更なる期限延長を行うこととし、納税者の個々の実情を踏まえながら、必要な手続をお願いしていくこととしています。

全国各地に避難されている納税者が、全国の最寄りの税務署で適切に相談できる体制を整備しています。

2 確定申告期における相談

今般の期限延長措置の終了に伴い、複数年分の申告書の作成に時間を要する納税者からの申告相談等が見込まれたことから、確定申告期の納税者対応に万全を期するため、仙台国税局及び同局管内の税務署の職員を福島県下12市町村を管轄する税務署に派遣（延べ約2,200人）しました。このほか、仙台国税局への全庁的な支援として、平成26年2月13日（木）から3月18日（火）までの間、福島署、郡山署、いわき署及び仙台市内署に対し、各国税局から職員派遣（延べ約1,300人）を行いました。

また、被災した納税者が申告しやすい環境を極力整備する措置として、福島県下12市町村を管轄する相馬署及び郡山署、特に避難者が多いいわき署についても、閉庁日対応を実施しました。

3 酒類業者等に対する復興支援

放射性物質に対する酒類の安全性確保及び輸出環境維持等のため、平成25年度においても、酒類及び醸造用水について、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、放射性物質の調査（2,435件）を実施しました。また、東日本大震災後に導入された日本産酒類に対する輸入規制措置に対しては、輸入国からの求めに応じて、必要な酒類に係る証明書（製造日証明：1件、製造地証明：5,329件、放射能の検査証明：865件）を発行しました。

今後も、こうした取組等を通じて、酒類業者等の復興支援を積極的に行っていくこととしています。

東日本大震災により被害を受けた場合の税制上の特例措置

平成23年4月27日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、震災特例法が施行されました。

また、震災特例法については、平成23年12月14日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、震災特例法の一部を改正する法律が施行されるなど、所要の改正が行われています。

この震災特例法において、東日本大震災により被災された方などに適用される主な税制上の措置については以下のとおりです（平成26年4月1日現在）。

所得税	東日本大震災により住宅や家財に損害を受けた方は、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法について、平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。 また、①の方法による場合で、東日本大震災により生じた損失について、雑損失の金額を有するときは、その雑損失の金額に係る繰越控除の期間が5年間（所得税法：3年間）とされています。
	棚卸資産・事業用資産等について東日本大震災により生じた損失については、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入できます。 また、棚卸資産・事業用資産等について一定の純損失の金額を有する場合には、その純損失の金額に係る繰越控除の期間が5年間（所得税法：3年間）とされています。
	① 東日本大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合についても、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 ② 東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住の用に供した年に応じた控除率等による「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例」を適用できます。 ③ 上記①と②については、重複して適用できます。
法人税	平成23年12月26日から平成28年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人で、復興産業集積区域内に新設されたものについては、指定のあった日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において法人税の課税が繰り延べられるよう、次の特例を受けることができます。 ① 所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入できます。 ② 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別償却ができます。
自動車重量税	東日本大震災により自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災した自動車・二輪車等の所有者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会において自動車・二輪車等の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続きを行い、自動車重量税に係る還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。
	被災した自動車・二輪車等の使用者であった方が、平成28年4月30日までの間に、買換車両を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、運輸支局又は軽自動車検査協会に自動車重量税に係る免税届出書を提出することにより、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。
印紙税等	地方公共団体又は政府系金融機関等が、東日本大震災により被害を受けた方に対して、他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となります。
	東日本大震災により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物及び警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の代替建物を取得する場合等において、その被災された方が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」についての印紙税が非課税となります。また、その所有権の移転登記に係る登録免許税が免除されます。
酒税	東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、前年度の課税移出数量が1,300kl以下であるときは、当年度の課税移出数量の200klまでのものに係る酒税が軽減されています。

※ その他の措置及び詳細については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

I
国税庁について

II
納税者サービスの充実

III
適正な調査・徴収

IV
権利救済

V
酒税行政の適正な運営

VI
業務システムの見直し

VII
政策評価の実施

VIII
資料編

コラム 改正消費税法への対応

1 背景

社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指すため「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（税制抜本改革法）が、平成24年8月に公布され、消費税率の二段階にわたる引上げを含む消費税法の改正が行われました。

また、今般の消費税率の引上げに伴い消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とした「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法）が、平成25年10月1日から施行されました。

この特別措置法では、消費税の転嫁を拒否する行為や消費税の転嫁を阻害する表示が禁止されているほか、価格の表示に関する特別措置として総額表示義務の特例が盛り込まれています。

●消費税率の引上げ

適用開始日	平成9年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 10月1日
消費税率 (内訳：国＋地方)	5.0% (4.0%＋1.0%)	8.0% (6.3%＋1.7%)	10.0% (7.8%＋2.2%)

※ 平成27年10月から消費税率を10%に引き上げることが税制抜本改革法に定められていますが、同法附則第18条第2項により、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討が行われます。

総額表示義務の特例

平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」（例：「〇〇円（税別）」、「〇〇円（本体価格）」）を講じていれば、税抜価格のみによる表示など、税込価格によらない表示を行うことができます。

2 改正消費税法等への対応

(1) 改正消費税法に関する広報・相談対応

消費税法の改正については、多くの事業者に影響を及ぼすものであることから、国税庁では、事業者の方が消費税の改正内容等を十分に理解して申告・納付が行えるよう、関係省庁、関係民間団体等との連絡・協調を密にしながら、改正内容の広報や相談への対応に努めています。

主な広報活動及び相談対応

- ・ 改正に関するリーフレットの国税庁ホームページへの掲載及び税務署への備付け
- ・ 経過措置等に関するQ&Aの国税庁ホームページへの掲載
- ・ 各種説明会等を通じた改正内容の説明
- ・ 各税務署に「改正消費税相談コーナー」を設置して改正消費税法等に関する相談に対応

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

今般の消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととされています。

国税庁では、総額表示義務の特例について、本特例の適用要件である誤認防止措置の具体例をまとめた事例集を作成して国税庁ホームページに掲載したほか、消費税転嫁対策特別措置法に関する事業者向けの説明会等において本特例を周知してきました。

また、税務署の「改正消費税相談コーナー」では、改正消費税法や価格表示（総額表示義務の特例）に関する相談に適切に対応しているほか、消費税の転嫁に関する相談にも丁寧に対応しています。

さらに、酒類業の所管官庁として、酒類業者に対して、消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反する行為等の防止・是正について必要な指導や助言を行うほか、酒類業者が転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない旨の表示等を行っていると思われる場合は、報告徴収や立入検査を実施するなど、円滑かつ適正な転嫁の確保に努めていくこととしています。

国税庁では、これら各種の取組について、引き続き、関係省庁等と連携して、適切に対応してまいります。

1 適正・公平な税務行政の推進

～職員をバランスよく配置し、不正な税逃れには厳正な調査を実施～

国税庁は、適正かつ公平な課税を実現するため、限られた人員等をバランスよく配分し、大口・悪質な納税者に対しては組織力を最大限に活かした的確な調査を行う一方で、簡単な誤りの是正などは簡易な接触を組み合わせて行うなど、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

特に不正に税金の負担を逃れようとする納税者に対しては、様々な角度から情報の分析を行い、調査対象を選定し、厳正な調査を実施することとしています。

● 税務調査等の件数

(単位：千件)

	平成 22 事務年度	平成 23 事務年度	平成 24 事務年度
調査の件数	283	289	199
簡易な接触の件数	710	724	670

※ 「簡易な接触」とは、文書・電話又は納税者の来署を求めて申告の是正などを行うことをいいます。

年間約 87 万件の税務調査等を実施

～システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備～

具体的には、KSKシステムを活用して、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や各種資料情報などを基に、業種・業態・事業規模といった観点から分析して、調査対象を選定しています。

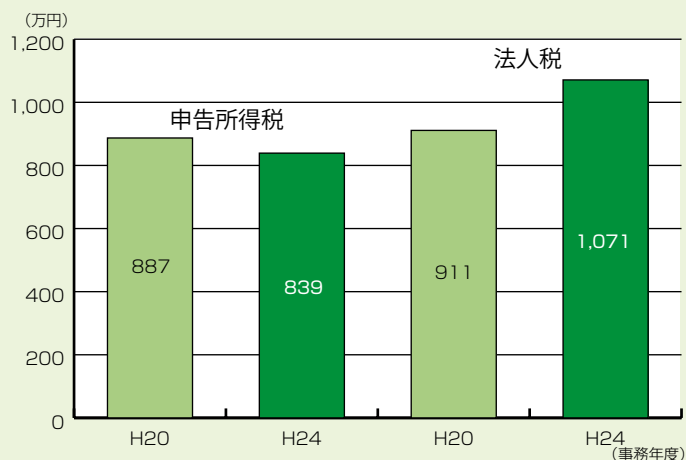
なお、資料情報については、適正・公平な課税を実現するために必要不可欠なものであることから、活用効果の高い資料情報を効率的に収集するための体制を整備しています。

～調査 1 件当たりの申告漏れ所得は申告所得税で839万円、法人税で1,071万円～

税務調査は、納税者の申告内容を帳簿などで確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるものです。特に悪質な納税者に対する税務調査には日数を十分かけるなど重点的に取り組んでいます。

実地調査で把握した 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、平成24事務年度においては、申告所得税は839万円¹、法人税は1,071万円となっています。

● 実地調査で把握した申告所得税・法人税の 1 件当たり申告漏れ所得金額



効果的な調査のための施策を積極的に推進

1 実地調査のうち、特別・一般調査に係る金額です。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施～

高額な所得が見込まれるが申告額が過少であったり、そもそも申告を行っていない者などについては、資産運用の多様化・国際化も念頭に置いた上で調査等に取り組んでいます。

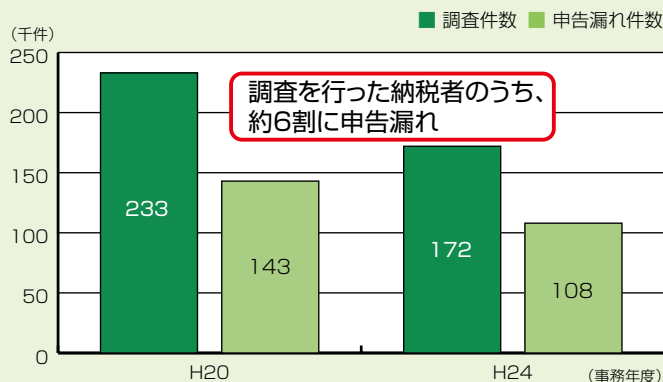
◎ 海外資産等の申告除外を把握した事例

- 租税条約に基づく情報交換制度（情報交換については、39ページをご参照ください。）で海外の税務当局から提供された資料により、海外の金融機関に保有する金融商品から運用益を得ているにも関わらず、申告していなかった事実を把握した。
- 国外送金等調書（国外送金等調書については、38ページをご参照ください。）により、国外不動産の譲渡事実のほか、その譲渡代金を相続税の申告から除外していた事実を把握した。

～十分な審査と調査等により、消費税の不正還付申告を防止～

消費税は、主要な税目の一つであり、預り金的性格を有するため、国民の関心が極めて高く、一層の適正な執行が求められています。特に、消費税について虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースも見受けられるため、還付の原因となる事実関係について十分な審査を行うとともに、還付原因が不明な場合には、調査等により接触し、不正還付防止に努めています。

● 消費税の調査状況（個人・法人）



◎ 悪質な消費税不正還付事例

- 帳簿等を改ざんし、国内売上を輸出免税売上に仮装する手口で不正に消費税の還付を受けていた。
- 事業者が支払う人件費は課税取引とならないが、関係会社（人材派遣会社など）からの派遣であると偽ることにより、課税取引である外注費に仮装して不正に消費税の還付を受けていた。
- 帳簿等を改ざんし、賃貸借処理をすべきリース契約について売買処理を行うことにより、リース資産を自社の固定資産として計上し、不正に消費税の還付を受けていた。

～調査手続の適正な履行～

平成23年度税制改正において、国税通則法の一部が改正され、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、調査手続について従来の運用上の取扱いが法令上明確化され、平成25年1月から施行されています。

国税庁では、国税に関する納税者の利益の保護を図るとともに、税務行政の適正な運営を確保する観点から、国税通則法に定められた調査手続を適正に履行していきます。

～納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行～

税務行政に対する信頼を確保するためには、課税が正しい事実認定の下、適切な法令解釈あるいは法令の適用がなされていることが重要です。

このため、あらゆる事案において、常に、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めています。その際、確実に法令要件が満たされているかなどを確認するための手続・手順の遵守を徹底しています。

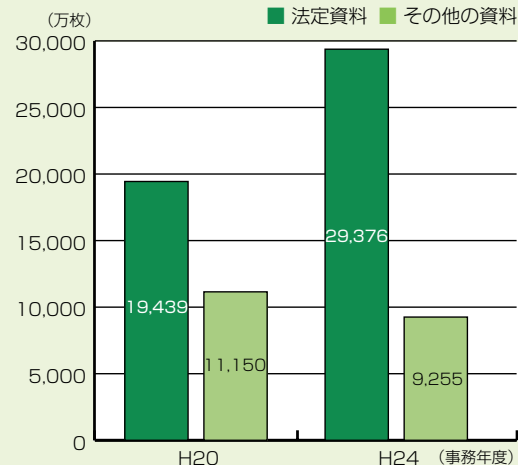
(2) 資料情報

～的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集～

国税庁では、税法などの規定により提出が義務付けられている給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、調査などの際に把握した裏取引や偽装取引に関する情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、的確な調査・指導に活用しています。

また、近年の経済取引の国際化、高度情報化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態に関する資料情報を積極的に収集しており、海外投資や海外企業との取引に関する情報、インターネットを利用した電子商取引などの資料情報の収集に取り組んでいます。

● 資料情報の収集枚数



資料情報はこの5年間で約1.3倍に

(3) 査察

～悪質な脱税者の刑事責任を追及～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。その目的を達成するため、一般の税務調査とは別に、偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者に、正しい税を課すほか、強制的権限を行使するなど犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求めます。

昨今の経済取引の広域化、国際化及びICT化により、脱税の手段・方法が複雑・巧妙化している中で、国税査察官は、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者の摘発に全力を挙げています。

～平成25年度の脱税総額は145億円、うち告発分は117億円～

平成25年度においては、185件の査察調査に着手する一方で、前年度から引き続き査察調査を行っていた事件も含めて185件を処理し、そのうち118件を検察官に告発しました。脱税総額は145億円、告発事件1件当たりの脱税額は9,900万円となっています。

脱税の手口としては、売上除外や架空の原価・経費の計上が多く見られたほか、顧客から受領した飲食代金に係る消費税について、申告書を一切提出しない方法で不正に納付を免れていた事例もありました。また、脱税で得た資金は、現金や預貯金、有価証券で留保されていたほか、高級外車や別荘の購入、海外のカジノで遊興し費消していたものもありました。

● 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
	件	件	件	百万円	百万円
平成 24 年度	190	191	129	20,479 (17,466)	107 (135)
平成 25 年度	185	185	118	14,458 (11,731)	78 (99)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

～平成25年度中の一審判決では115件で有罪判決、うち9名に実刑判決～

平成25年度中に一審判決が言い渡された事件は116件で、うち115件の事件について有罪判決が出されました。平均の懲役月数は12.9か月、罰金額は1,200万円となっています。また、実刑判決は9人に出されました。実刑判決は昭和55年以降毎年言い渡されています。

● 査察事件の一審判決の状況

	判決件数①	有罪件数②	有罪率② / ①	実刑判決 人数③	1 件当たり 犯則税額④	1 件当たり 懲役月数⑤	1 人（社）当 たり罰金額⑥
平成 24 年度	件 120	件 119	% 99.2	人 3	百万円 76	月 13.0	百万円 16
平成 25 年度	116	115	99.1	9	52	12.9	12

※ ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

過去に査察調査により把握した隠し財産の事例

自宅リビングのクッション内の黒いビニール袋の中から現金を把握



(4) 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

～事前の信頼関係の構築と調査の重点化～

我が国全体の申告水準の維持・向上の観点から、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上は大変重要です。大きな組織を有する大企業の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、組織の第一線まで税務に関する認識が高まるようコーポレートガバナンスの充実が効果的です。

このため、国税庁としては、大規模法人の調査の機会に、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認し、経営責任者等と意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた自発的な取組を促進しているところです。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好と認められた法人については、税務リスクの高い取引の自主開示を受けその適正処理を確認するという事前の信頼関係を構築した上で、次回調査までの間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点的に配分するなど税務行政の効率化を進めていきます。

(参考) 情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有していますが、その情報が簡単に漏れるようでは、納税者の国税庁への協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科されることとなっています。こうした罰則規定の趣旨を徹底するため、定期的に職員に対する情報セキュリティに関する研修を行っています。また、調査などに際し、お話を伺う場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨などを踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

(参考) 加算税・延滞税の取扱い

適正な申告や納税を確保するため、期限内に正しい申告や納税をしていない場合には、本来納付すべき国税のほかに延滞税がかかる場合があります。さらに、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税がかかる場合があります。

（平成26年の場合）

延滞税	納期限の翌日から2か月を経過する日まで	年2.9%（特例基準割合※+1.0%）
	納期限の翌日から2か月を経過した日以後	年9.2%（特例基準割合※+7.3%）

※「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

加算税		通常の場合	仮装隠蔽があった場合
	期限内に申告したが税額が少なかった場合	過少申告加算税 (10%又は15%)	重加算税(35%)
	期限内の申告がない場合	無申告加算税 (15%又は20%)	重加算税(40%)

なお、納税者の責めに帰すべき事由のない、正当な理由があると認められる場合は、過少申告加算税や無申告加算税は課されません。

また、災害による納税の猶予を受けた場合、国税職員の誤った申告指導などによって納税者が申告又は納付することができなかった場合など一定の要件に該当する場合には、延滞税の全部又は一部が免除されます。国税庁では、こうした加算税などが課されない場合の取扱いを定め、国税庁ホームページで公表しています。

コラム コンプライアンス確保のための多様な取組

<税務行政を取り巻く環境の変化>

国税庁においては、従来から限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、事案に応じてメリハリを付けるなど効果的・効率的な事務運営を心掛けてきているところです。

しかし、最近では、国境をまたぐ取引や資産移転、電子商取引などのように税務当局による把握が難しい取引等が大きく増加しており、税務行政を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このような状況の下、納税者のコンプライアンス（納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行すること）を維持するためには、実地調査以外の多様な接触手法も活用して税務行政の効率化を推進し、課税逃れなどが生じやすい分野での取組を強化していく必要があります。

<諸外国の取組>

こうした課題は、我が国のみならず諸外国の税務当局にとっても共通の課題となっています。各国においても、実地による税務調査をコンプライアンス確保のための重要な柱と位置付けながらも、例えば以下のような様々な手法を組み合わせることでコンプライアンスを向上させるための取組を実施しています。このような取組については、各国がよりよい税務行政を実現する上での参考とするため、国際会議等の場で情報共有が図られています。

1 自主コンプライアンス・プログラム (Voluntary Compliance Program)

アメリカ、イギリス、フランスなどにおいては、税務当局が実施期間と適用条件を納税者に明示した上で、税務当局に対して開示していない国外の預金口座や所得の情報を自主的に開示して過去に遡って追加の税額を納付した納税者には、ペナルティの減額・免除が認められる仕組みを実施し、一定の効果を挙げています。

国際的にも、このように手続の透明性を高めて自主開示を勧奨すれば、短期的な税収の増加につながるだけでなく、長期的にはコンプライアンスの向上にもつながることができるとの評価がなされています。

2 書簡調査など簡易な調査による幅広い接触

効果的な調査を行うためには、様々な情報に基づき、納税者の不正などの発生可能性（コンプライアンス・リスク）を分析し、それに基づいた適切な手法を選択することが重要であると国際的に認識されています。

アメリカ、カナダなどでは、資料情報との不突合など簡易な問題に関しては通知書の送付等、書面のやりとりによって調査が完結する書簡調査（Correspondence Audits）を行い、納税者に幅広く接触することで、コンプライアンスの向上に一定の効果を挙げています。

3 適正な申告に向けた支援と納税者との協力関係の構築

諸外国においては、調査等により誤りや不正の計算を是正するだけでなく、未然に誤りなどを防止する観点から、適正な申告のための支援や、納税者との協力関係の構築などに重点的に取り組む例が見られます。

例えば、オーストラリアでは、納税義務の履行や適正な記帳を小規模事業者を意識付けるために、開業や従業員の雇用、法人設立などの局面で、税務当局の職員による訪問や電話等によるきめ細やかな支援を行うとともに、ホームページやリーフレットを用いて様々な情報の提供を行うなどの一連の取組を行っています。

＜これからのコンプライアンス確保策＞

国税庁では、悪質な課税逃れ等への取組を強化しつつ、税務行政の効率化を図るため、既に、前述した大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を行っています。今後は、さらに、諸外国の取組も参考とし、引き続き実地による税務調査を適切に実施しつつ、実地による税務調査以外のコンプライアンス確保のための手法も積極的に取り入れた税務行政への転換を進めていくこととしています。

具体的には、次の3つの取組を柱として、全体としてのコンプライアンスの向上を目指していきます。

1 実地調査の重点化

実地調査は、納税者の申告における不正や誤りを正し、納税者を適正な申告に導くための高い効果を持つ反面、その実施に当たっては大きな事務量が必要となります。そのため、不正などが発生しやすい分野やそれらを見逃した場合に全体のコンプライアンスに与える影響が大きい分野（例えば海外取引等を利用した課税逃れや消費税の不正還付など）に調査事務量を重点的に配分します。また、実地調査に際しては、投下する事務量に見合ったコンプライアンスの向上効果が得られるよう、その波及・牽制効果の向上に努めることとします。

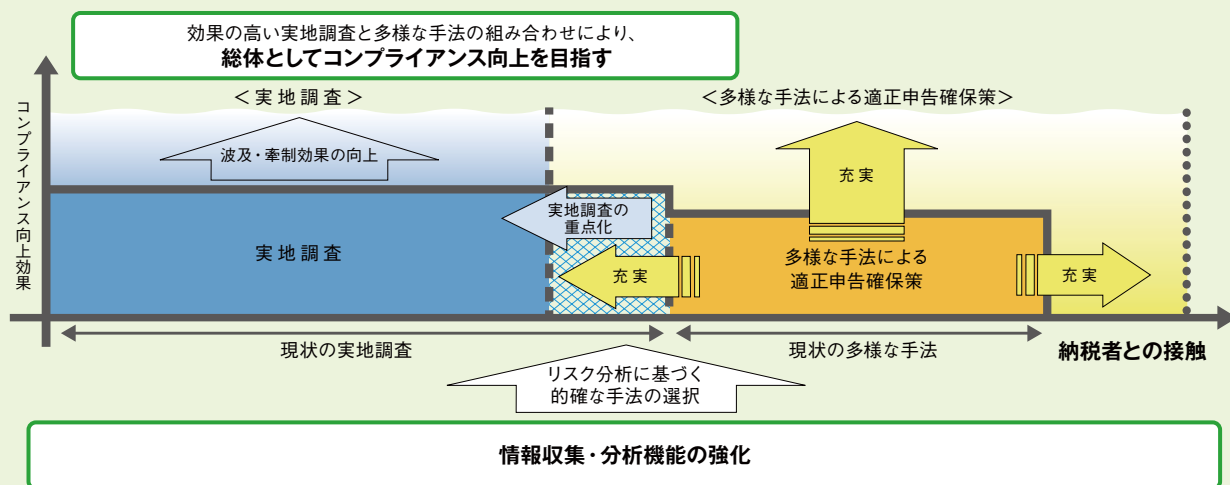
2 情報収集・分析機能の充実

納税者のコンプライアンス・リスクを的確に分析するとともに、課税逃れ等を効果的・効率的に見つけるよう、国税庁の情報収集・分析機能のより一層の充実を目指します。そのため、租税条約などに基づく国際的な情報交換の枠組みを強化するとともに、社会保障・税番号制度の導入を見据え、法定資料などの課税上有効な資料情報をより適正かつ効率的に活用することができるよう、システム整備等を進めていきます。

3 自発的な適正申告を確保するための多様な手法の活用

納税者の申告前の自己点検の支援や、多数の申告漏れが予想される事項の公表、書面でのお尋ねなどによる申告についての自主的な見直しの呼びかけ、税理士会や関係民間団体との協調関係の強化など、実地調査以外の多様な手法を用いて、幅広い納税者に自発的な適正申告を促す取組を充実させていきます。

コンプライアンス確保のための多様な取組（イメージ）



2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～年度内に納付された税金は約46.3兆円（年度内収納割合は98.6%）～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成24年度においては、税務署に申告された国税などの課税額（徴収決定済額）が約46兆9,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金（収納済額）が約46兆3,000億円となっており、その収納割合は98.6%でした。

～納付手段の多様化により納税者の利便性を向上～

国税は、納税者が自ら申告し、その税額を自ら期限までに納付する申告納税制度を原則としているため、期限を失念して納付が遅れてしまうことがないように広報に努めています。

国税の納付手段としては、現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法の他に、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、コンビニ納付、ダイレクト納付といった多様な納付手段を順次導入し、納税者サービスの向上を図っています。

また、所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税が利用できます。

～滞納を未然に防止するための取組～

前回、期限を過ぎて納付した納税者に、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限を過ぎても納付のない納税者には、督促状を発付する前に電話で連絡して納付を促すなど、滞納を未然に防止するための取組を行っています。

ダイレクト納付（国税ダイレクト方式電子納税）

ダイレクト納付は、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して電子申告等をした後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付することができる手続です。

なお、ダイレクト納付に対応した金融機関の預貯金口座でなければダイレクト納付の利用はできないため、国税庁では未対応の金融機関に対して対応を要請するなど、利用可能金融機関の拡大に向けた取組を行っており、平成26年3月末現在、377の金融機関で利用可能となっています。

国税のコンビニ納付

国税については、金融機関や税務署の窓口が開いていない夜間や休日においても、コンビニエンスストア店舗での納付手続が可能となっており、平成24年度のコンビニ納付件数は、約135万件でした。

なお、コンビニ納付を利用するためには、バーコード付納付書が必要であり、納付金額が30万円以下で、次のような場合に所轄の国税局・税務署で発行します。

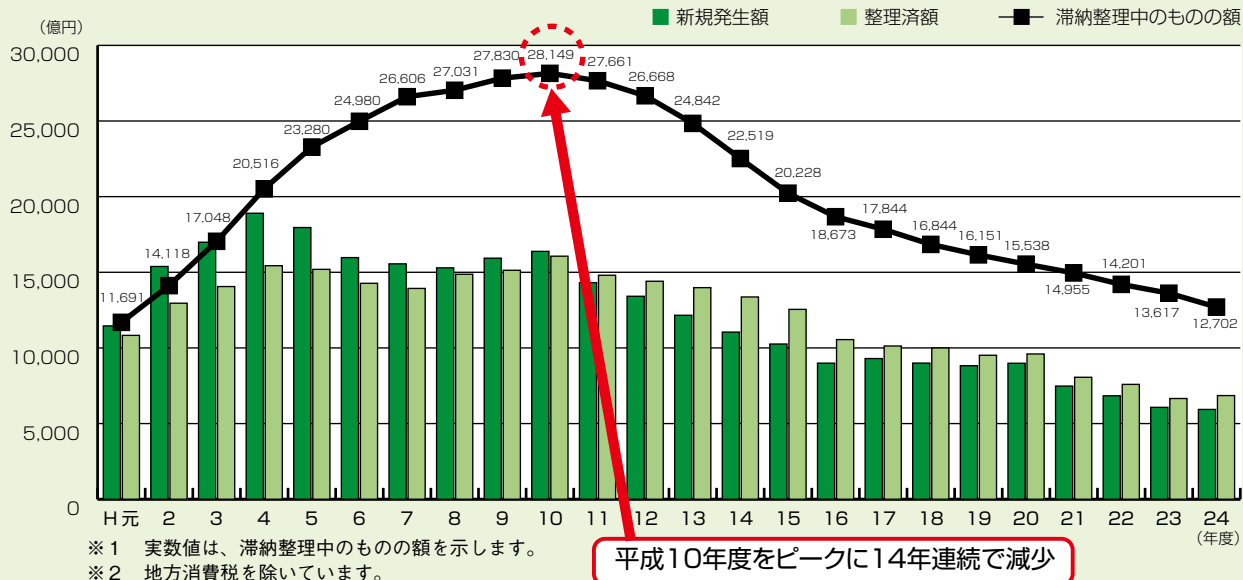
- ① 確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税など）
- ② 督促・催告を行う場合（全税目）
- ③ 賦課課税方式による場合（各種加算税）
- ④ 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合（全税目）

(2) 滞納の整理促進への取組

～滞納整理中のものの額はピーク時の45.1%に～

滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいい、平成24年度末時点の滞納税額は約1兆2,702億円となっています。

● 全税目の滞納整理中のものの額の推移



● 平成24年度 主要税目別の租税滞納状況

(単位: 億円)

	前年度末滞納 整理中のものの額	新規発生 滞納額	整理済額	当年度末滞納 整理中のものの額
所得税	6,359	1,696	2,133	5,922
内 源泉所得税	2,614	562	774	2,402
内 申告所得税	3,746	1,133	1,359	3,520
法人税	1,754	686	804	1,635
相続税	1,306	357	506	1,156
消費税	4,169	3,180	3,390	3,960
その他税目	29	16	18	28
合計	13,617	5,935	6,850	12,702

※1 地方消費税を除いています。

※2 各々の計数において、億円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがあります。

滞納整理中のものの額は約1.3兆円と依然として高水準
 →今後も局署を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

国税庁では、まず滞納が発生しないようにすることが重要であると考えており、国税の確実な徴収を図るため、国税組織全体として滞納の未然防止や早期徴収に取り組んでいます。

その上で、滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、早期着手・早期保全に努めるとともに、以下の基本方針の下、滞納の整理促進に取り組んでいます。

～滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応～

滞納処分の執行は、滞納者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、差押え、公売等の滞納処分を行う一方で、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等の規定に基づき適切に対応しています。

～大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索、差押え、公売等の滞納処分を実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

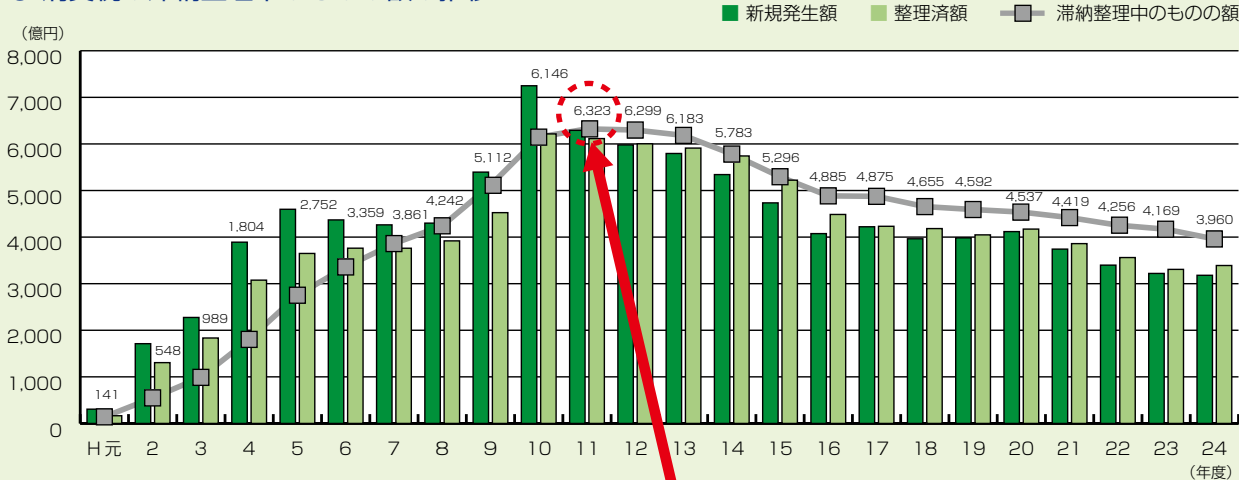
～処理困難事案に対する組織的な対応等～

広範囲にわたって財産調査先が存在するなどの処理困難事案については、相当の事務量や処理の進展に高度な徴収技法の活用が必要なため、広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的な対応を行うとともに、詐害行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

～消費税滞納事案の確実な処理～

消費税滞納については、国民の関心が高く、また、滞納全体に占める割合が年々高まっているため、国税局及び税務署を通じて消費税滞納を含む滞納事案の完結に向けて確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

● 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※ 1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※ 2 地方消費税を除いています。

平成11年度をピークに、13年連続で減少

猶予制度の改正

平成26年度税制改正では、次のとおり、猶予制度の見直しに関する国税通則法及び国税徴収法の改正が行われました。

- 1 納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、これまでの税務署長の職権による換価の猶予に加え、納税者からの申請による換価の猶予の制度が新設されました。
- 2 納税の猶予及び職権による換価の猶予について、制度を使いやすくするとともに、的確な納税の履行を確保するため、担保を要する基準額の引上げや分割納付の規定、申請書・添付書類の整備など手続面の整備が行われました。

これらの改正は、平成27年4月1日に施行されることとなっています。

¹ 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

² 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者（国）を害する法律行為（詐害行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます（国税通則法第42条、民法第424条参照）。

(3) 集中電話催告センター室

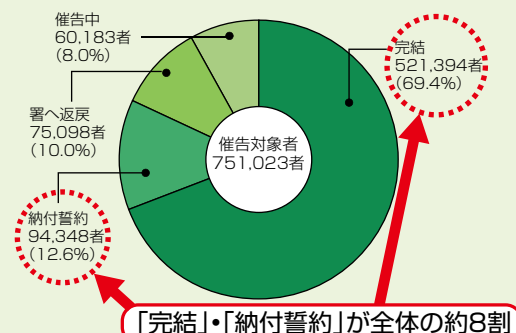
～効果的・効率的な電話催告の実施～

新規滞納事案については、集中電話催告センター室（納税コールセンター）において幅広く所掌し、集中電話催告システムを活用した電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

これにより、平成24年7月から平成25年6月末までの1年間で、催告対象約75万者のうち、約52万者（69.4%）が完結し、約9万者（12.6%）が納付誓約となっています。

● 集中電話催告センター室の滞納整理状況

平成24年7月から平成25年6月末までに電話催告の対象となった751,023者のうち、完結に至ったのは521,394者となっている。



(4) インターネット公売

～インターネット公売で約900物件を売却～

国税庁では、平成19年6月から、民間のオークションサイトを利用したインターネット公売を実施しています。

このインターネット公売は、公売の参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の期間中24時間インターネット上で買受申込みをすることができるなど利便性が高く、より多くの公売の参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

平成25年度は、4回のインターネット公売を実施しました。その結果、延べ約6千人の方の参加があり、美術品、貴金属、自動車、不動産など約900物件が売却され、その売却総額は約9億円となっています。

● これまでにインターネット公売で売却した財産の例



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～システムの高度活用で的確かつ迅速な処理を実施～

納税申告や還付申告によって、国税の債権債務の管理業務が大量に発生します。この債権債務の管理業務を、税務署ではKSKシステムを活用し、的確かつ効率的に行っています。

また、税金の納付については、所得税を中心に年間約3,950万件あり、この大量に発生する納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理（光学式文字認識処理）¹や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税²に加え、インターネットバンキングなどを利用した電子納税やダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、かつては各税務署から書面で振込処理を行っていましたが、現在は振込処理をオンライン化することにより、効率的かつ迅速な処理を進めています。

国税債権債務の管理は、課税と徴収の要となるものです。今後とも、システムの高度活用により、迅速かつ的確な処理を行い、納税者に対する還付金の早期処理を図るなど、サービス向上に努めていきます。

1 「OCR処理（光学式文字認識処理）」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

2 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預貯金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを記録した磁気テープを送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、送付した磁気テープにその結果を記録して返却してもらうという処理を行います。

3 国際的な取引への対応

～調査体制の充実とともに外国の税務当局と協力して対応～

企業や個人による国境を越えた経済行動が複雑・多様化しています。このような変化に伴い、一方で、海外で受け取った収入を申告しない、利益を得ているにもかかわらず複雑な国際取引を利用してどの国にも税金を納めないといった国際的な税逃れ（租税回避）や、他方で、同じ所得に対する国同士の見方が異なることで複数の国からその同じ所得に課税される二重課税などが大きな問題となっています。これらの問題に対応するため、国税庁は、調査体制の充実など内部での対応のみならず、外国の税務当局と情報や経験の共有を図り、協力関係を強めるといった外部と協力しての対応を行うとともに、二重課税を解消するための協議も行っています。

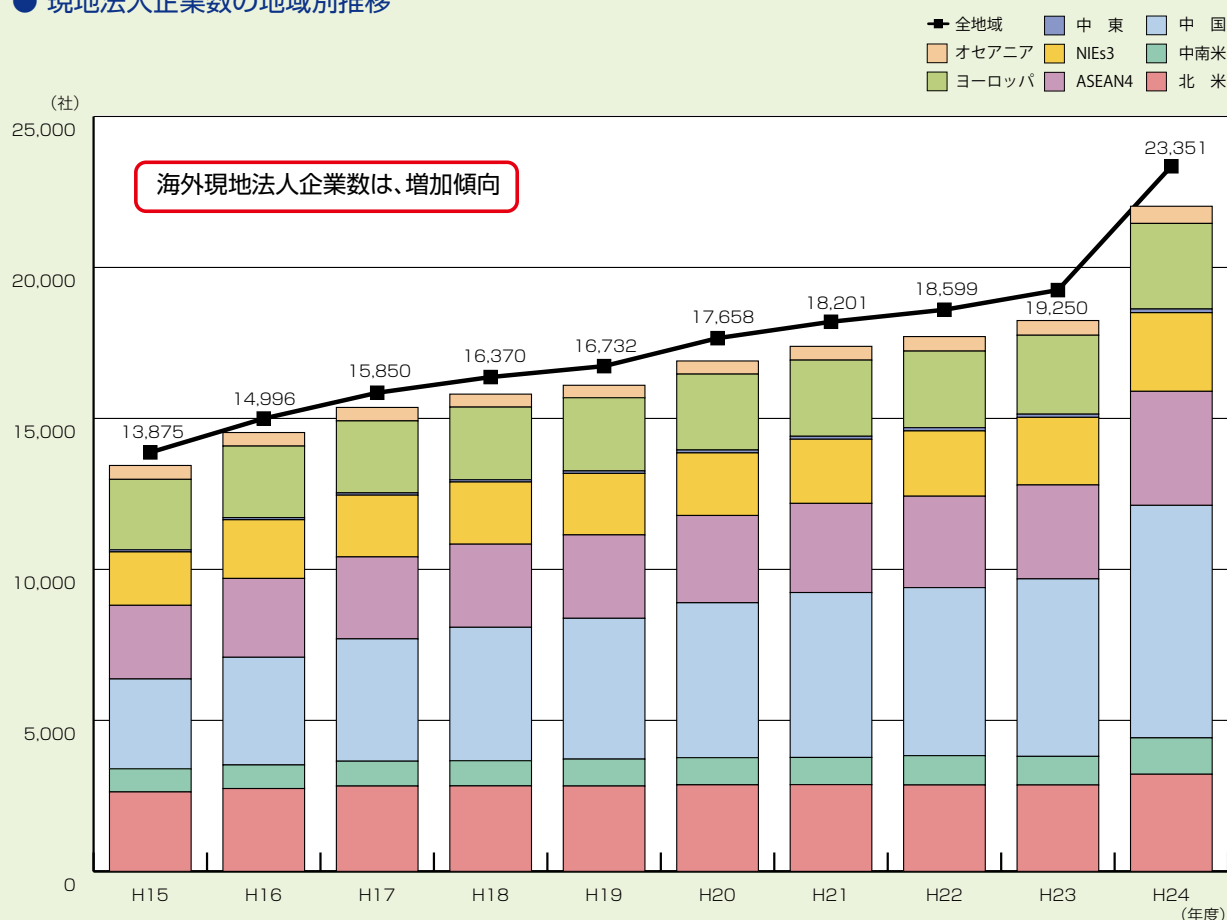
(1) 国際的な取引に係る環境の変化

～国境を越えた事業・投資活動が活発化～

イ 我が国企業の海外進出の状況

我が国企業の海外進出の状況は下図のとおりであり、海外の現地法人企業数は、平成15年度の13,875社から平成24年度には23,351社と約1.7倍に増加しており、特に中国に対する進出件数が急増しています。

● 現地法人企業数の地域別推移



※1 「ASEAN4」はマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンを示す。

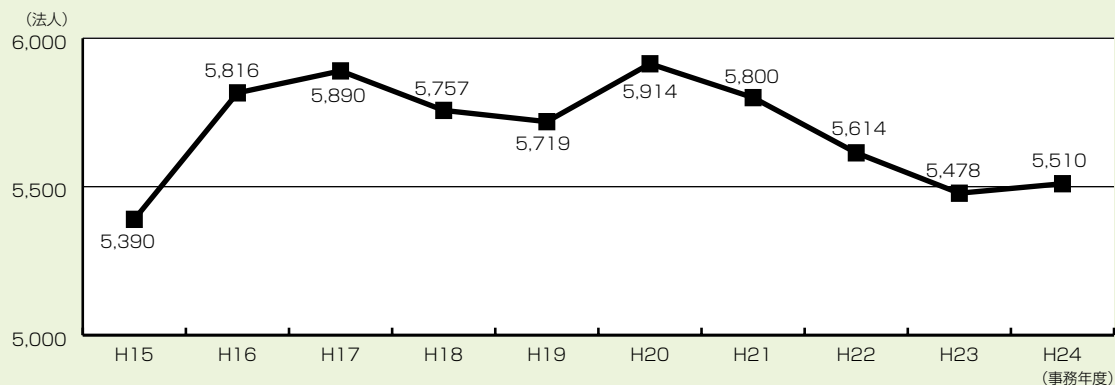
※2 「NIEs3」はシンガポール、台湾、韓国を示す。

(出典: 経済産業省「海外事業活動基本調査」)

□ 外国法人数の推移

我が国で事業活動等を行う外国法人数の推移は下図のとおりです。平成24事務年度においては5,510法人と前年に比べ32法人増加しました。過去10年間の外国法人数は5千社から6千社の間で推移しています。

● 外国法人数の推移

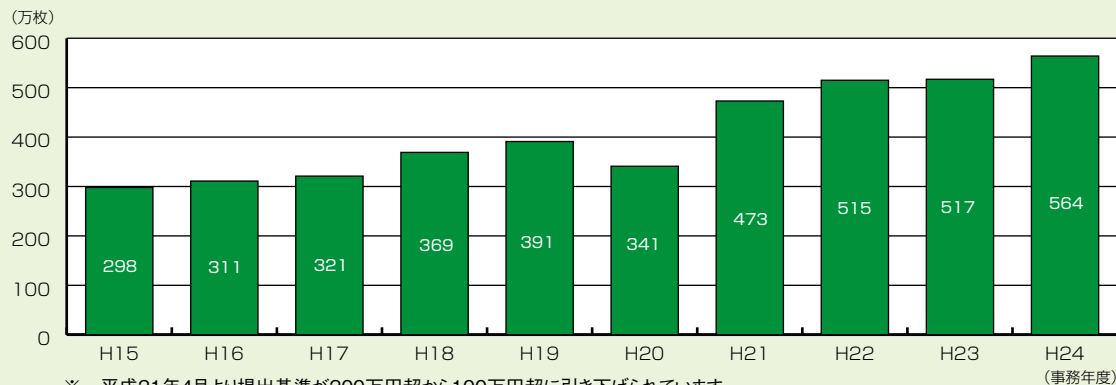


※ 表中の外国法人数は、日本国内で法人税の申告を行っている外国法人の数です。

ハ 国外送金等調書の提出枚数の推移

多額の国外への送金が行われた場合に提出される国外送金等調書¹の提出枚数の推移は下図のとおりです。平成24事務年度の提出枚数は564万枚と前年に比し47万枚増加しており、制度が導入された平成10事務年度の提出枚数244万枚に比べて約2.3倍となっています。

● 国外送金等調書の提出枚数の推移



※ 平成21年4月より提出基準が200万円超から100万円超に引き下げられています。

(2) 国際課税への取組

～調査体制の充実～

国税庁では、国際課税を専担する国際税務専門官を増員するとともに、国際的租税回避事案に専門的に対応する部署を設置するなど、調査体制の充実・強化に取り組んできました。なお、職員の研修機関である税務大学校において、国際課税に関する法規や租税条約、金融取引、語学などの研修を実施し、職員の国際課税に係る調査能力の向上を図るとともに、複雑な課税問題に対処するために、弁護士や金融の専門家を採用しています。

¹ 国外送金等調書とは、国外への送金及び国外からの送金を受領した金額が100万円を超えるものについて、金融機関から税務署に提出される法定の報告書（法定調書）です。

～税源浸食と利益移転（BEPS）への取組～

近年、各国がリーマンショック後に財政状態を悪化させ、より多くの国民負担を求めている中で、グローバル企業が税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担の軽減をしている問題が顕在化しています。

この問題に対応するために、OECD租税委員会（OECD租税委員会については、44ページをご参照ください。）は、平成24年6月より「税源浸食と利益移転」（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）に関するプロジェクトを立ち上げ、平成25年7月19日に「BEPS行動計画」を公表しました。BEPS行動計画は、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（平成25年7月19日～20日 モスクワ）に提出され、日本をはじめとするG20諸国から全面的な支持を得ました。

この行動計画の実施に関して、OECD非加盟国のG20メンバー8か国（中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ）がOECD加盟国と同様に意見を述べ、意思決定に参加する枠組みとして「OECD/G20 BEPSプロジェクト」が設けられたところです。

各国が、二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動の行われている場所での課税を十分に可能とするため、OECDは、行動計画の各項目について、平成26年9月から平成27年12月の間に、新たに国際的な税制の調和を図る方策を勧告等することとされていますが、国税庁も執行当局としての立場から、当該勧告等の策定に係る作業に積極的に参加しているところです。

～租税条約などに基づく情報交換の実施～

企業や個人が行う国際的な取引については、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約などの規定に基づく情報交換を実施することにより、必要な情報を入手することが可能となります。

最近、租税条約などに基づく情報交換の枠組みの拡大・強化が図られ、現在、60の租税条約など（80か国・地域）が発効し、年間数十万件の情報交換を行っています。

また、一部の国との間では、調査担当者が相手国の担当者に直接会って、調査事案の詳細や解明すべきポイントなどについて説明・意見交換を行う情報交換ミーティングを開催することなどにより、情報交換の効果的・効率的な実施に努めています。

● 情報交換件数の推移

（単位：千件）

年度	H20	H21	H22	H23	H24
情報交換件数	260	500	291	556	231

※ 情報交換件数は、各年度に実際に収受・発送した件数です。

～国外財産調書制度の創設～

国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る所得税や相続税の課税の適正化を図るため、納税者本人から国外財産の保有について申告を求める仕組みとして、国外財産調書制度が平成26年1月1日から施行されています。

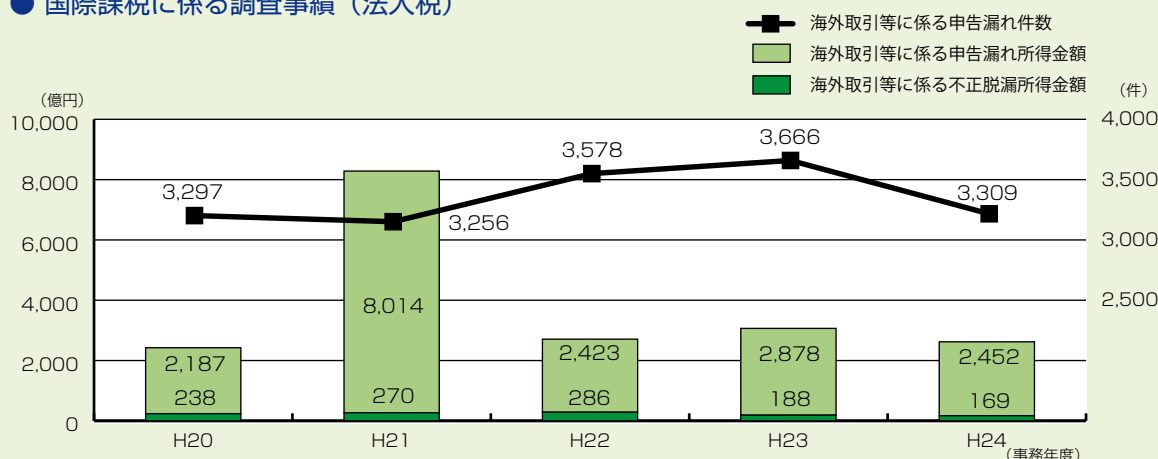
本制度の創設により、その年の12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量、価額などを記載した調書を翌年の3月15日までに提出しなければならないこととされました。

(3) 国際課税事案の調査

～海外取引のある者や海外資産を保有する者への重点的な調査～

国境を越えた事業・投資活動の活発化に伴い、海外取引を行っている納税者や海外資産を保有している納税者を重点的に調査し、国外送金等調書や租税条約などに基づく情報交換制度を効果的に活用するなどして、深度ある調査に取り組んでいます。

● 国際課税に係る調査事績（法人税）



～国際課税の中でも特に問題である国際的租税回避への取組～

海外で受け取った収入を隠す、利益を得ているにもかかわらず各国の税制や租税条約の違いを巧みに利用してどこの国にも税金を納めないといった国際的な租税回避が問題となっています。国際的租税回避は、金融や法律・税の専門家などが関与し、ペーパーカンパニーや組合、デリバティブ（金融派生商品）などを組み合わせた複雑な取引が使われるなど、その全体像の解明は困難なものとなっています。さらに最近では、このような問題が大企業だけではなく、中小企業や個人の富裕層にも広がっています。

国際的租税回避に対しては、東京、大阪、名古屋、関東信越国税局に設置された統括国税実査官や国際調査課等が中心となって、情報の収集や分析、調査の企画・立案や実態解明を行っています。

また、日本・アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・カナダ・オーストラリア・中国・韓国の9か国が参加する国際タックスシェルター情報センター（JITSIC：Joint International Tax Shelter Information Centre）では、派遣職員を通じて、国際的租税回避及び富裕層に関連した情報交換要請への対応や調査手法等の知見の共有に取り組んでいます。

(4) 移転価格税制への対応

～移転価格税制を取り巻く環境の変化に対応し、納税者の予測可能性を高める～

移転価格税制¹は、海外の関連企業との取引を通じた所得の海外移転を防止し、適正な国際課税の実現を図る観点から、昭和61年度税制改正で導入されたものです。

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化し、また無形資産を伴う取引の重要性が高まっています。こうした変化に的確に対応し、納税者の予測可能性を高め、適正・公平な課税を実現していく必要があります。

¹ 我が国企業が海外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいます。）と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

～移転価格税制の運用の明確化への取組～

納税者の予測可能性を高めていくためには、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表し明確化を図ることが重要です。平成24年においても、独立企業間価格を算定する際の利益指標が法令に追加されたことに伴い、事務運営指針の別冊である参考事例集にその適用事例を追加する等の運用の明確化を図ったところです。

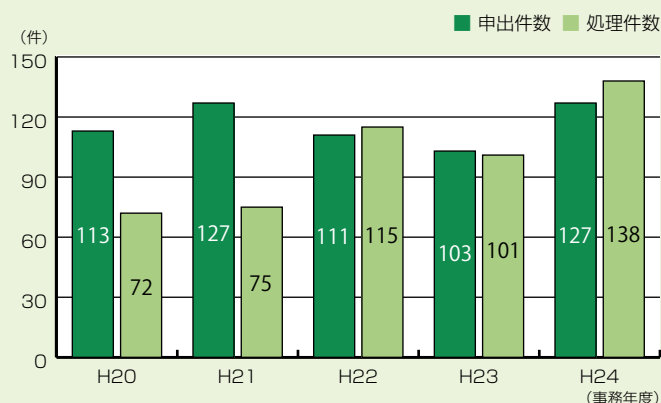
～納税者が事前確認を円滑に利用できる環境の整備～

移転価格課税に係る事前確認は、納税者の申出に基づき海外の関連企業との取引に係る独立企業間価格の算定方法等について税務当局が事前に確認するものです。事前確認の申出件数は、平成21事務年度をピークにやや減少していましたが、3年ぶりに増加に転じ、過去最高と並ぶ申出件数となりました。こうした多数の申出に対応するため、国際取引を行う企業が集中する東京国税局と大阪国税局には、事前確認審査を専門に担当する部署を設置するなど執行の体制整備を図り、迅速な処理に努めています。

また、事前確認の申出前に国税当局が相談を受ける事前相談の担当窓口を各国税局に設けることにより、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

事前確認は、納税者の予測可能性・法的安定性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行に資するものであることから、今後とも適切に対応することとしています。

● 事前確認の申出件数及び処理件数の推移



※ 事前確認の申出件数は、相互協議を伴うものと相互協議を伴わないものの双方を含みます。

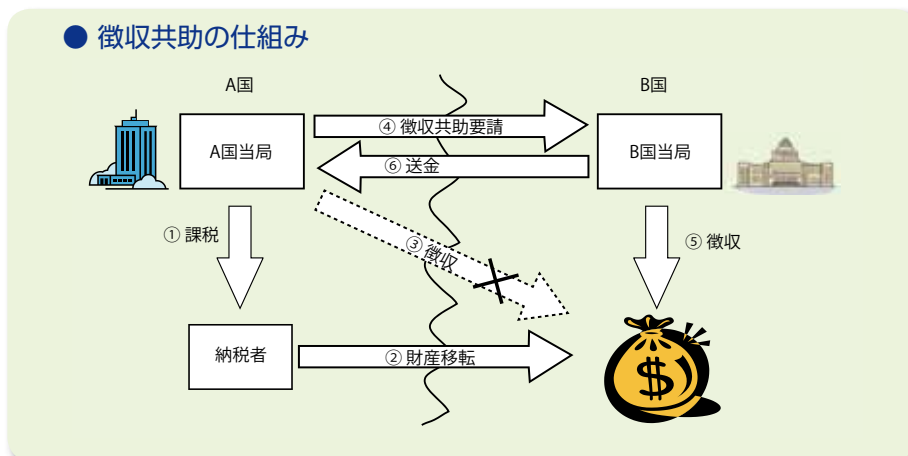
(5) 国際的な租税の徴収

～租税条約に基づく徴収共助の実施～

海外への財産の移転などによる租税の徴収の回避に対しては、租税債権の徴収において執行管轄権という制約¹がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して、互いの租税を徴収するという「徴収共助」により対処することができます。

我が国においては、平成25年10月に発効した税務行政執行共助条約²などに基づく徴収共助の実施により、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。

● 徴収共助の仕組み



1 相手国の同意がない限り、自国の領域外において公権力を行使することができないことをいいます。

2 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め37か国が締約しています（平成26年5月5日現在）。

4 相互協議

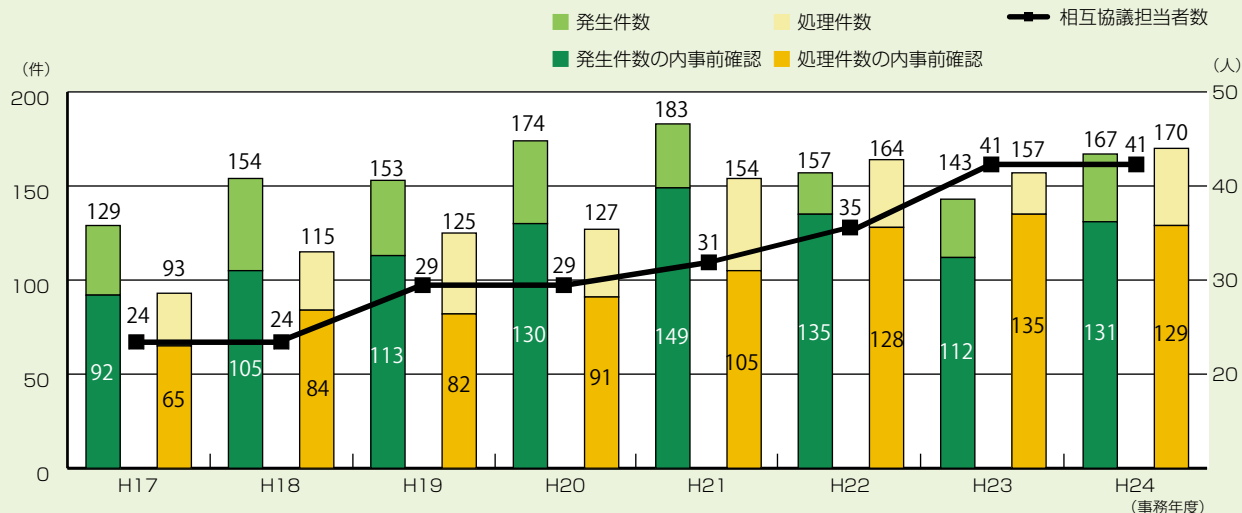
～国際的な二重課税問題の解決のため、相互協議事案の適切・迅速な処理を実施～

国際化が進み、個人や企業が海外へ進出すると、日本と進出先の国の双方から課税される「二重課税」が生じる場合があります。例えば、前述の移転価格税制の適用により二重課税が生じる場合があります。国税庁は、租税条約に基づく税務当局間の相互協議¹を実施し、こうした国際的な二重課税問題の解決に努めています。

相互協議の発生・処理件数は高い水準で推移しており、その9割以上が移転価格に関するものです。その中でも、移転価格問題についての予測可能性を確保するための事前確認に係る協議の割合がほぼ8割を占めています。なお、平成24事務年度における相互協議事案の処理件数は170件と過去最多となりました。

近年、協議経験が少ない新興国との相互協議事案が増加傾向にあるなど、相互協議の困難さが増す中で、国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局間の協力関係を一層深め、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます。

● 相互協議事案発生・処理件数の推移



※ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。
事前確認に係る相互協議事案の合意後、当該事案に係る補償調整及び修正について納税者からの申立て又は相手国税務当局からの申入れがあった場合には、当該申立て又は当該申入れが行われた年度の発生件数としてカウントしています。

● 相互協議の相手国（平成25年6月末現在）

	欧州			アジア・大洋州		北米	
OECD加盟国	ベルギー	イタリア	※	オーストラリア	※	カナダ	※
	チェコ	ルクセンブルク	※	韓国	※	アメリカ	※
	デンマーク	オランダ	※				
	フランス	スウェーデン	※				
	ドイツ	スイス	※				
	アイルランド	イギリス	※				
OECD非加盟国				中国	※		
				香港	※		
				インド	※		
				インドネシア	※		
				マレーシア	※		
				シンガポール	※		
				タイ	※		
	12 か国			9 か国		2 か国	

（備考）

平成25年6月末現在で、相互協議の申立てがなされている相手国（計23か国）。国名の右の「※」は、事前確認に係る相互協議の申立てがなされている相手国（21か国）。

I 国税庁について

II 納税者サービスの充実

III 適正な調査・徴収

IV 権利救済

V 酒税行政の適正な運営

VI 業務システムの見直し

VII 政策評価の実施

VIII 資料編

1 「相互協議」とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続です。

5 各国税務当局との協力・協調

(1) 開発途上国に対する技術協力

～アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力～

国税庁では、国際協力機構(JICA)の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国際税務行政セミナー

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣（派遣型）

現地税務当局の要望を踏まえ、納税者サービス、国際課税、職員研修などの分野について、職員を講師として派遣しています。平成25年度は、中国、インドネシア、マレーシア、ベトナムなどへ派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。平成25年度は、インドネシア及びベトナムに職員が常駐しています。

2 国内研修における講義などの実施（受入型）

(1) 「国際税務行政セミナー（ISTAX）」

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。このセミナーには、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、平成25年度は両コースあわせて計29名が参加しました。

(2) 「国別税務行政研修」

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、各国からの要望に沿った講義などを行っています。平成25年度は、カンボジア、中国、インドネシア、モンゴル、タンザニア、ベトナムの税務職員116名が参加しました。

(3) 「アジア国際課税研修」

複数のアジア諸国の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義などを行っています。平成25年度は5か国（中国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム）から16名が参加しました。

(4) 「国税庁実務研修」

世界銀行などの奨学金制度を利用し、我が国の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修です。日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行い、平成25年度は、慶応義塾大学、横浜国立大学、政策研究大学院大学の各大学院に在籍している留学生20名が参加しました。

● 受入研修の実施状況

(単位：国、人)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
国際税務行政セミナー (ISTAX)・一般コース	国数	19	18	20	15	16
	人数	20	18	20	15	16
国際税務行政セミナー (ISTAX)・上級コース	国数	11	14	12	11	13
	人数	11	14	12	11	13
国別税務行政研修	国数	8	4	6	7	6
	人数	100	54	51	95	116
アジア国際課税研修	国数	6	4	3	5	5
	人数	11	9	7	11	16
国税庁実務研修	国数	9	12	12	12	11
	人数	21	20	19	19	20

(2) 税務当局間の国際会議への参加

～二重課税や租税回避の問題解決に向けた各国間の協力～

経済の国際化や高度情報化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、ひとつの所得に対して複数の国が課税する二重課税の問題や、租税回避行為などによりどこの国においても課税されない「課税の空白」といった問題が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。こうした問題の解決に向けての各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁は様々な国際会議に積極的に参加しています。その主なものとしては、以下に紹介する①OECD税務長官会議、②アジア税務長官会合、③OECD租税委員会などがあります。

① OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有などを行う場となっています。平成25年5月には、ロシア連邦・モスクワで第8回会合が開催され、海外取引等を利用した国際的な脱税（オフショア・ノンコンプライアンス）への対抗、「税源浸食と利益移転（BEPS）」問題への対応、企業の税務コンプライアンスの向上等について意見交換が行われました。

② アジア税務長官会合

アジア税務長官会合（SGATAR:Study Group on Asian Tax Administration and Research）は、アジア地域における16か国・地域の税務当局で構成され、域内の協力と知見の共有を図るための議論が行われる場となっています。平成25年10月には、韓国で第43回会合が開催され、税務執行面における国際協力の推進を図るとともに、直面する共通の諸問題について意見交換が行われました。

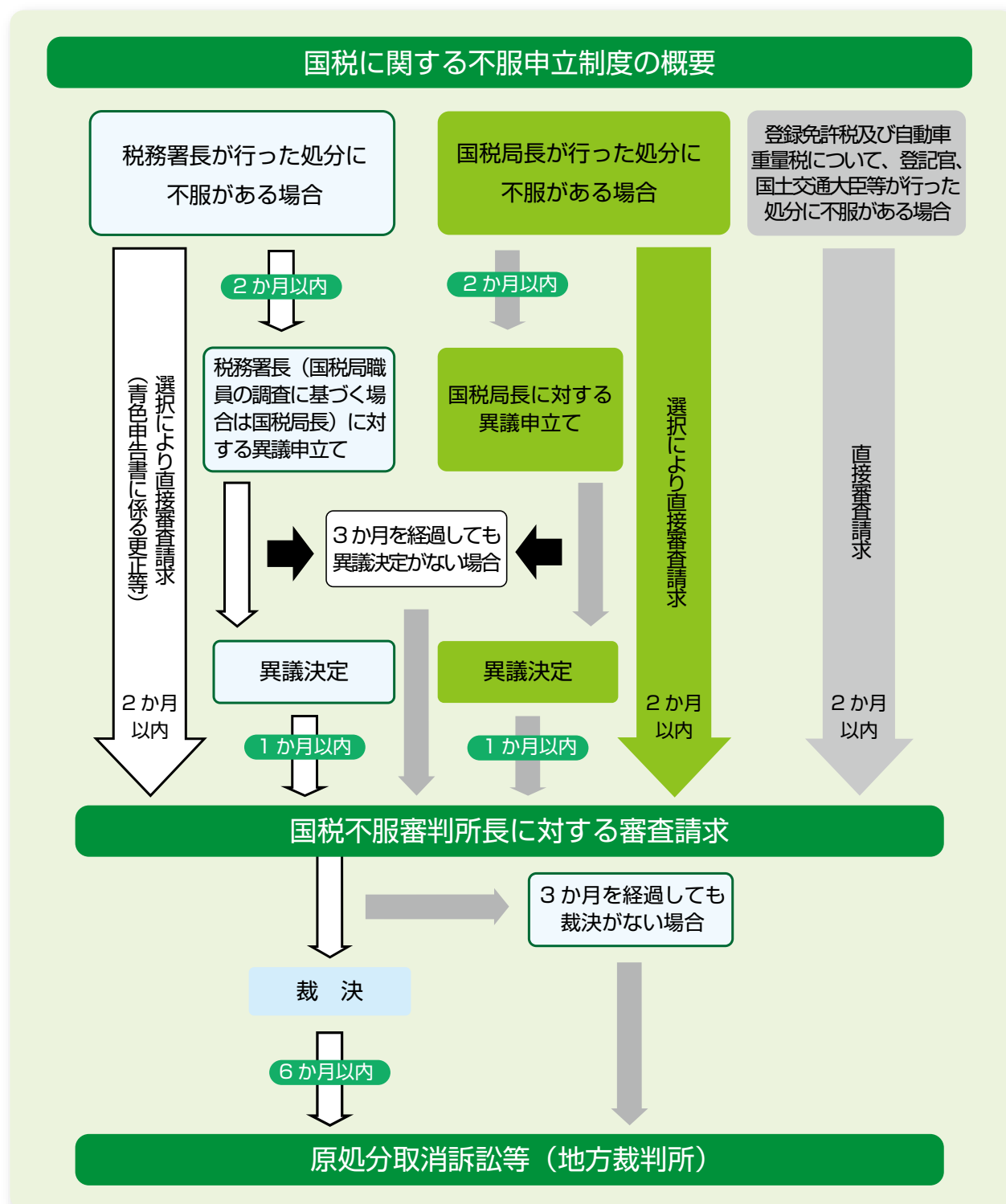
③ OECD租税委員会

OECD租税委員会は、モデル租税条約、移転価格ガイドラインなどの整備や、各国税務当局の有する知見や経験を共有する場となっています。特に現在は、非居住者の金融口座残高等を各国間で自動的に情報交換するためのルール作りや、多国籍企業が各国の税制優遇措置や租税条約等を複雑に組み合わせることで所得を軽課税国・無税国に移転しグローバルに租税の軽減を図っている問題（BEPS）への対抗策などに取り組んでいます。国税庁は、こうした租税委員会の活動に積極的に参加しています。詳しくは、国税庁ホームページの「OECD租税委員会（CFA）」（<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oecd/oecd.htm>）をご参照ください。

税務署長などが課税処分や滞納処分を行った場合に、納税者がその処分に不服があるときは、その処分の取消しなどを求めて不服申立てをすることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています。

不服申立てには税務署長などに対して行う異議申立てと国税不服審判所長に対して行う審査請求があり、審査請求は、原則として異議申立てを経た上で行うことができることとされています。

なお、この不服申立制度については、平成26年6月に関係法律の改正が行われています（改正の概要や適用開始日については、48ページをご参照ください。）。



(1) 異議申立て

～簡易・迅速かつ適正な権利救済～

異議申立ては、税務署長などが更正・決定や差押えなどの処分をした場合に、その処分に不服がある納税者が、行政庁である税務署長などに対して、その処分の取消しや変更を求める手続であり、国税に関する処分の行政争訟の第一段階です。

経済取引の広域化、国際化などにより異議申立事案が複雑化しており、事実関係の把握や法令の解釈・適用に困難を伴うものが増加しています。このような状況の下において、各国税局に設置された審理課・審理官を中心に、税法の正確な解釈に基づく全国統一的な執行に取り組むとともに、各種研修を通じて審理に精通した職員を養成し、納税者からの異議申立てを適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

(2) 審査請求

～公正な第三者的機関による権利救済～

上記の異議申立てに対する税務署長などの決定に、なお不服がある納税者は、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができます。国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、審査請求人と税務署長などとの間に立つ公正な第三者的立場で、審査請求に対する裁決を行う機関であり、国税不服審判所長をはじめ東京及び大阪支部の所長など主要な役職に、裁判官や検察官の職にあった者を任用しています。

また、国税審判官に、税理士や弁護士などの職にあった民間の専門家を任期付職員として採用しています。

審査請求の処理に当たっては、審査請求人や税務署長などと早期に接触し、主張を十分把握した上で、争点の確認表を作成するなどして争点を整理し、明確化します。その上で、双方から提出された証拠書類等の内容を十分に検討し、自ら調査を行って、納税者からの審査請求を適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

なお、国税不服審判所長の裁決は、税務署長などの行った処分よりも納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内での最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があったとしても訴訟を提起することはできません。

(3) 訴訟

～司法による救済～

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

(4) 権利救済の状況

～異議申立ては原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理～

イ 異議申立て

(イ)目標

異議申立てについては、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。

(ロ)実績

平成25年度における異議申立ての3か月以内の処理件数割合は97.0%となっています。

なお、同年度における異議申立処理件数は2,534件（課税関係2,183件、徴収関係351件）で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は10.0%です。

□ 審査請求

(イ)目標

審査請求については、原則１年以内にその処理を終えるよう努めています。

(ロ)実績

平成25年度における審査請求の１年以内の処理件数割合は96.2%となっています。

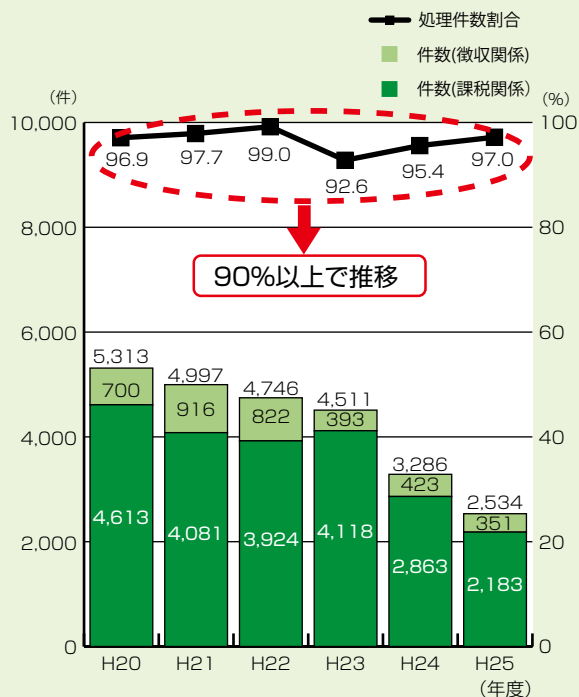
なお、同年度における審査請求処理件数は3,073件（課税関係2,907件、徴収関係166件）で、このうち請求の全部又は一部が認められた割合は7.7%です。

ハ 訴訟

訴訟については、平成25年度における終結件数は328件（課税関係267件、徴収関係57件、審判所関係4件）であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は7.3%となっています。

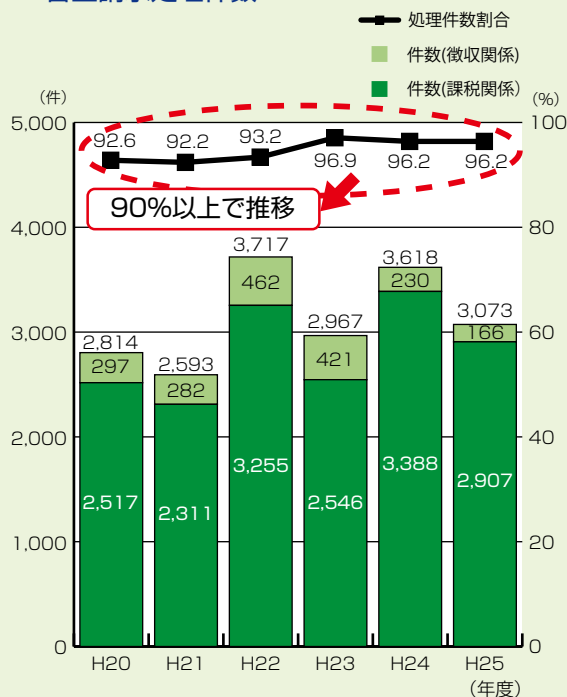
※ 権利救済制度に関する納税者の理解をより深めていただくため、異議申立て、審査請求及び訴訟の概要や裁決事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）などを通じて提供しています。

● 異議申立ての３か月以内の処理件数割合と異議申立処理件数



※ 計数は、平成 26 年 4 月末の速報値です。
処理件数割合は、相互協議事案、公訴関連事案、国際課税事案を除いて算出しています。

● 審査請求の１年以内の処理件数割合と審査請求処理件数



※ 計数は、平成 26 年 4 月末の速報値です。

納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、職員の対応や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不平や不満、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者の様々な苦情などに正面から対応することが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応に努めています。また、平成 13 年 7 月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

コラム 国税不服申立制度の改正の概要

1 改正の趣旨

平成26年6月、「行政不服審査法」について、公正性の向上、使いやすさの向上の観点から抜本的な見直しが行われるとともに、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、国税に関する不服申立制度についても見直しが行われました。

2 改正の概要

(1) 不服申立前置の見直し

税務署長が行った処分に不服がある場合には、納税者の選択により、税務署長などに対する「異議申立て」を行わずに、直接、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができることになりました。

なお、「異議申立て」については、その名称が「再調査の請求」に変わります。

(2) 不服申立期間の延長

不服申立てをできる期間が、処分があったことを知った日の翌日から「3か月以内」に延長されました。

(3) 審査請求における証拠物件の閲覧・謄写

審理関係人（審査請求人、参加人及び税務署長など）は、税務署長などが任意で提出した物件のほか、担当審判官が職権で収集した物件についても、閲覧及び謄写を請求できるようになりました。

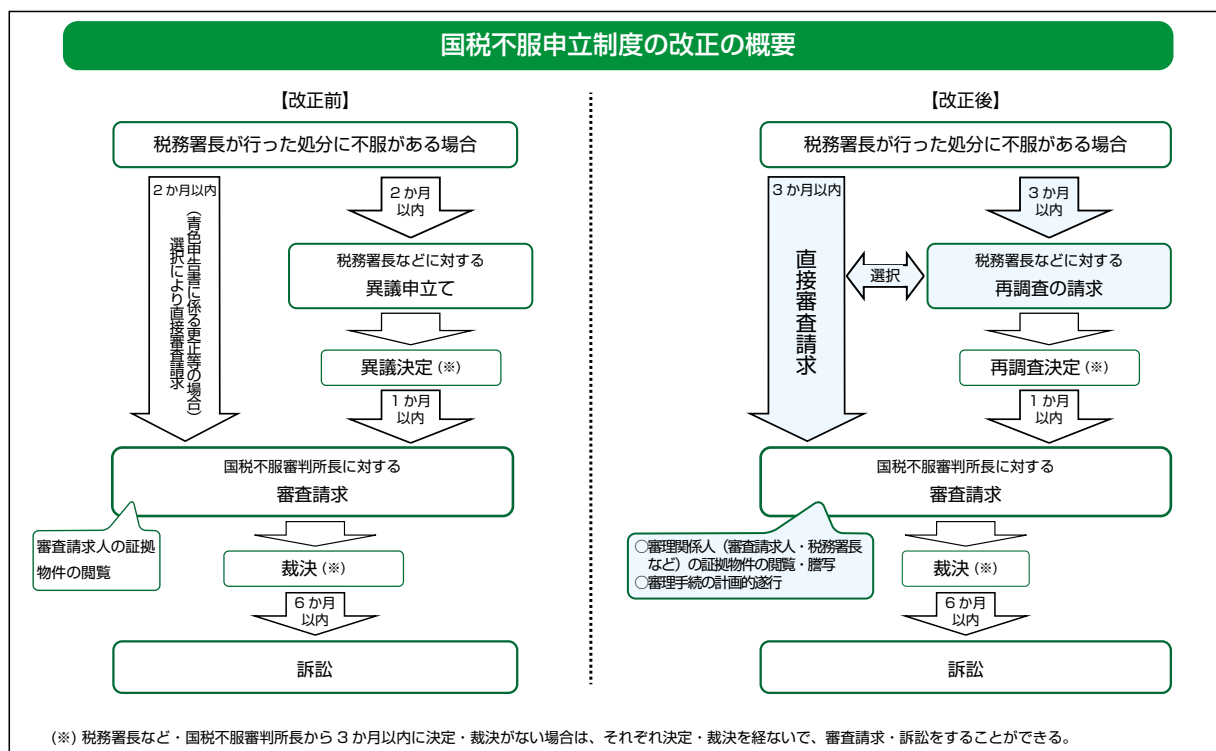
(4) 標準審理期間の設定及び審査請求における審理手続の計画的な遂行

標準審理期間を定めるよう努める旨の規定や、口頭意見陳述等の審理手続を計画的に遂行するための規定が新たに整備されました。

これらの改正は、「行政不服審査法」の施行の日（公布の日（平成26年6月13日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）から適用される予定です。

3 法の施行に向けた取組

国税庁・国税不服審判所では、証拠物件の閲覧・謄写や審理手続の計画的な遂行などに対応するための準備を進め、国税に関する不服申立制度が適正かつ円滑に実施されるよう取り組みます。



～酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施～

酒税は、明治以降、地租とともに大きな財源となり、一時は地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税などの直接税のウエイトが高まり、平成24年度においては、租税収入などの合計に占める割合は2.9%（1兆3,496億円）となっています。しかし、酒税は景気の影響を受けにくく、安定した税収が見込まれることから、現在でも国家財政において重要な役割を果たしています。

酒類は一般の食品と異なり高率の酒税が課されているため、酒税の保全を図る観点から、その確実な徴収と消費者への円滑な転嫁を目的として、酒類の製造及び販売業については、免許制度が採用されており、国税庁では、これを適正に運用しています。

また、国税庁では、酒類業の所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、人口減少社会の到来、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者の方々や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を行っています。

さらに近年では、政府一体となって日本産酒類の輸出環境整備にも取り組んでいます。

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組

～消費者に安全で良質な酒類を提供するために～

国税庁では、酒類の生産から消費までの全ての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図っています。

具体的には、酒類業者に対する酒類の安全性等に関する技術指導・相談対応や販売されている酒類の安全性、品質及び表示事項等の調査を行っています。調査結果は消費者に対して国税庁ホームページで情報提供しています。

また、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類等の放射性物質に関する調査を実施するなど、放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施しています。

独立行政法人 酒類総合研究所

酒類総合研究所は、酒税の適正かつ公平な賦課のために必要な酒類に関する高度な分析及び鑑定を行うとともに、酒類の品目判定に関する調査・研究等、分析鑑定の理論的裏付けとなる調査・研究を行っています。また、酒類中の有害物質の低減法の開発等、酒類業の健全な発達に資する研究・調査や情報の提供も行っています。

詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ(<http://www.nrib.go.jp>)をご覧ください。

また、情報誌などの更新情報やイベント情報など最新の情報をメールマガジンで配信しています。登録は、(ssn@m.nrib.go.jp) あてに空メールを送信ください（右のQRコードでも登録いただけます。）。



分析風景



コラム 日本産酒類の輸出環境整備に向けた取組

～日本のお酒を通じて日本の魅力を世界へ～

1 酒類の輸出状況

平成25年は、2020年のオリンピック開催地が東京に決定し、また、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、日本文化を海外に発信・展開していくための追い風が吹いた年でした。

酒類の国内消費は、飲酒人口の減少、高齢化の影響などにより減少傾向にありますが、その一方で、海外での日本食ブームなどにより日本産酒類の輸出金額は近年増加傾向にあり、平成25年には過去最高の実績（約251億円）となっています。輸出金額の約4割（約105億円）は清酒であり、大手のみならず全国各地の中小酒類製造者の方々も輸出をしています。

2 輸出環境整備に関する取組

日本産酒類の輸出拡大は、酒類業界の発展はもちろん、農業、食品、酒器などの関連産業への波及や、日本の伝統文化の海外発信、酒蔵を中心とした観光の振興などを通じた地域経済の活性化、ひいては日本経済の成長に繋がることが期待されます。このような観点から、日本産酒類の輸出環境整備は、日本の魅力を海外に発信することにより日本のブランド価値を高めるという「クールジャパン戦略」の一環として位置づけられており、各府省が連携して取組を進めています。国税庁では、以下のような取組を行っています。

(1) 酒類業界への支援

国税庁では、酒類業関係団体と定期的に意見交換を行っているほか、個々の酒類業者に対しても、日本貿易振興機構（JETRO）の地方事務所や関係府省の地方支分部局等の協力を得ながら、貿易実務等の輸出取引一般に関する知識等を提供するセミナーを実施しています。また、JETROと共同で酒類製造者を対象とした「日本酒輸出ハンドブック」を作成しています。

(2) 貿易障壁の撤廃・緩和に向けた取組

輸出先国の規制・制度が輸出の障壁となっている場合には、経済連携協定（EPA）のための政府間交渉や世界貿易機関（WTO）の枠組みなどを活用しながら、貿易障壁の除去に向けた取組を行っています。

また、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故に伴い、輸出先国によっては、特定の都県産の酒類に対する輸入禁止や証明書の添付義務といった輸入規制が行われており、国税庁では、外務省等と連携して外国政府に規制の解除・緩和を働きかけています。その際に、独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施した放射能分析の結果や研究結果を科学的な資料として活用しています。この結果、これまでにEU、ブラジル、マレーシア、ロシアにおいて酒類に対する規制の解除・緩和が行われています。

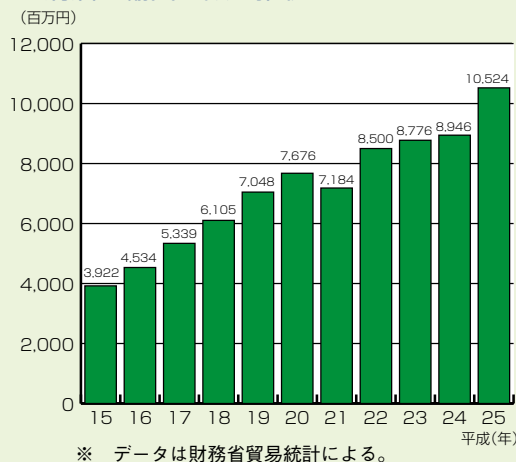
(3) 国際イベント等への対応

日本産酒類の魅力を効果的に海外に発信できるように、国税庁では、国内外で様々な機会を捉え、次のような取組を行っています。

海外での日本産酒類に対する認知度を高めるため、海外で実施される国際会議などのイベント（例えば、平成26年1月のダボス会議におけるジャパンランチなど）で、関係業界団体の協力を得ながら、日本産酒類の提供支援を行うほか、国税庁職員を派遣し日本産酒類のPRを行っています。

さらに、海外のワイン専門家を対象とする酒類教育機関において日本酒講座が開催されることとなったことを受け、外国人の日本産酒類の伝道師育成を図る観点から、日本酒講師の育成に協力しています。

● 清酒の輸出金額の推移



ダボス会議・
ジャパンランチ
の模様



日本酒講師育成
の模様

～ ICTを活用した事務処理の効率化等の推進～

行政分野へのICTの活用と業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るため、平成15年7月に「電子政府構築計画」が決定され、また、世界最高水準のIT利活用社会の実現を図るため、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」が決定され、政府全体として様々な取組が推進されています。

なお、各種施策の実施に当たっては、全体最適化を目指した業務・システムの最適化のための中期的計画を策定し、この計画に沿って取り組んでいます。

～業務・システムの最適化を推進～

国税庁では、①業務を的確に実施するための事務処理の簡素化・効率化、②IT活用による納税者利便性の向上等、③IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化、④システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保、⑤システム関係経費の削減及び調達の透明性の確保を図ることを基本理念として、平成18年3月に「国税関係業務の業務・システム最適化計画」を策定（平成24年2月改定）し、この計画に沿って、業務・システムの最適化に取り組んでいます。

これまで、内部事務の一元化やKSKシステムのオープンシステム化¹、機器の統合などを実施し、平成24年度は、地方公共団体との税務情報のデータ連携範囲を拡大するなど、電子データの活用による事務処理の効率化を推進しました。

なお、最適化計画に掲げた全ての施策が完了することにより、年間約173億円の経費削減と年間延べ約137,000人日分の業務処理時間の短縮を見込んでいます。

●「国税関係業務の業務・システム最適化計画」の実施内容（イメージ図）



1 オープンシステム化とは、特定のメーカーに依存することなく、広く複数のメーカーの製品を取り込める互換性の高いシステムへ移行することです。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接にかかわっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、国税関係システムの安定的な運用を図っています。

また、国税関係システムは、大量の納税者情報を保有・蓄積することから、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。このため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするほか、情報セキュリティに関する訓令を定めてその徹底を図り、さらには、セキュリティ監査を定期的の実施し必要な対策を講ずるなど、情報セキュリティの確保に努めています。

なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）¹を構築し、平成19年にISMS適合性評価制度に基づく認証（ISO/IEC27001:2005・JISQ27001:2006²に基づく認証）を取得しました。認証を取得したことにより、国税組織全体の情報セキュリティ管理体制の整備や強化につながただけでなく、職員は情報セキュリティに対する意識が向上し、自覚と使命を持って、システムの運用に努めています。

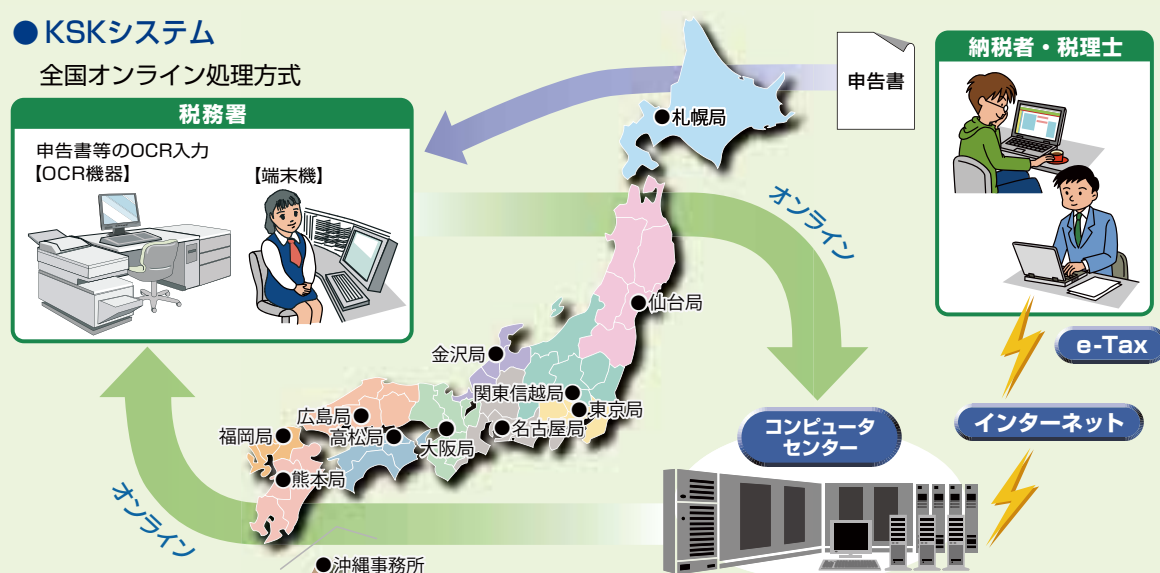
国税総合管理（KSK）システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。

平成2年から本格的な開発を開始し、平成7年以降、順次導入を進め、平成13年からは全国での運用を開始しています。

● KSKシステム

全国オンライン処理方式



1 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

2 ISO/IEC27001：2005とは、国際標準化機構（International Organization for Standardization）の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、2005年10月に国際規格として標準化されました。また、JISQ27001：2006とは、ISO/IEC 27001に対応して、2006年5月に発行された国内規格です。

コラム 社会保障・税番号制度の導入

1 番号制度の目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「番号法」）等、番号関連法が平成25年5月に公布され、社会保障・税番号制度が導入されます。

社会保障・税番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものです。

個人番号については、まずは社会保障分野、税分野などに利用範囲を限定して導入されます。

一方、法人番号については、広く一般に公表されるものであり、官民間問わず様々な用途で活用が可能とされています。

2 今後の導入スケジュール

番号制度の導入スケジュールは、現在のところ、平成27年秋頃に個人番号・法人番号の通知、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野で利用開始することが予定されています^(注)。

これを踏まえると、税分野での利用は、「番号法整備法」に基づき、所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から、法定調書については平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものから、申請書等については平成28年1月以降に提出すべきものから番号記載が開始されることになります。

(注)番号法の施行日は、番号法附則において、「政令で定める日から施行する」とされています。

3 番号制度の概要

(1) 番号の通知等

個人番号については、市町村長が、住民票コードを変換して得られる番号を指定し、通知カードにより通知します。その利用については、番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されています。

法人番号については、国税庁長官が、法務省の有する会社法人等番号等を基礎として指定し、書面により通知します。また、法人等の基本3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号）については、原則として、インターネットを利用して検索・閲覧可能なサービスを提供することとしています。

(2) 国税分野での利活用

税務分野においては、確定申告書、法定調書等の税務関係書類に番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、番号を用いて、より効率的かつ正確に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税に資するものと考えています。

他方で、番号を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があり、番号が記載された法定調書だけでは把握・確認が困難な取引等もあるため、全ての所得を把握することは困難であることに留意が必要です。

(3) 納税者等の利便性の向上

番号制度の導入に伴い、①住民基本台帳ネットワークシステムを活用した、確定申告手続における住民票の添付省略、②国と地方にそれぞれ記載事項が共通であるものを提出する義務のある給与、年金の源泉徴収票・支払報告書について、電子的な提出先を1か所とすることが考えられ、納税者等の利便性の向上が期待できます。

また、番号法附則において、「情報提供等記録開示システム」（いわゆる「マイ・ポータル」）を設置するとされており、国民の利便性の向上という観点から、このシステムを活用して、例えば、自己の過去の税務申告や納付履歴に関する情報など、確定申告を行う際に参考となる情報を掲載することを検討しています。

4 国税庁の取組

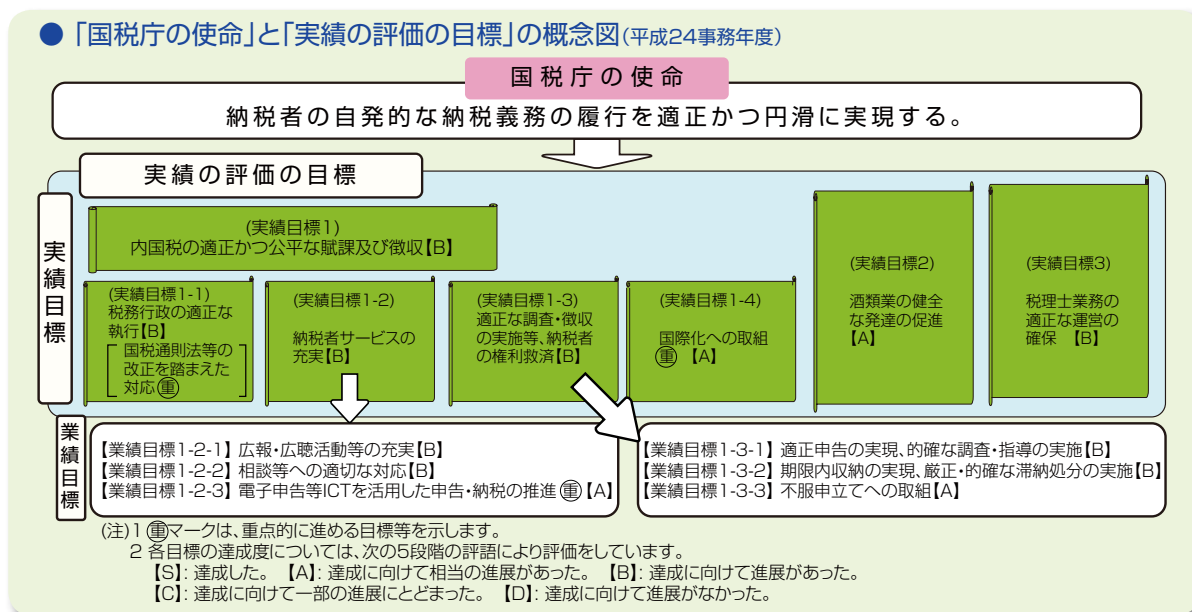
国税庁では、番号制度導入に向けて、①法人番号の付番機関として、法人番号の指定等を行う「法人番号システム」の構築、②番号の利用機関として、KSKシステム、e-Taxなどの既存システムの改修など、国税分野での円滑な番号利用のための準備を進めています。

～政策評価の目的は、説明責任、成果重視の行政、組織の活性化～

「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」（政策評価）を実施する目的は、①国税庁の使命、達成すべき目標などを明らかにし、国民、納税者への説明責任を果たすこと、②より効率的で質が高く、時代の要請にあった成果重視の行政を目指し続けること、③事務を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることであり、財務大臣が毎年「実績の評価に関する実施計画」及び「実績の評価書」を作成・公表しています。

～国税庁の使命・任務と実績の評価の目標体系～

平成24事務年度においては、財務省設置法第19条に定められた国税庁の3つの任務を達成すべき目標（実績目標1から3）とし、実績目標1についてはその細目として4つの実績目標と6つの業績目標を設定しています。



～実績の評価結果と事務改善～

平成24事務年度の各目標に係る主な評価結果については次のとおりであり、これらの評価・検証を踏まえ税務行政の改善に取り組んでいます。

- ① 実績目標1は、e-Tax等の推進や国際化への取組については相当の進展が見られたものの、調査・徴収の実施については、更なる効果的、効率的な事務運営が行われるように不断の見直しを行っていく必要があることなどを勘案し、「B 達成に向けて進展があった。」と評価しています。
- ② 実績目標2は、未成年者飲酒防止といった社会的要請に的確に対応し、日本産酒類の輸出環境整備に努めていることなどから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価しています。
- ③ 実績目標3は、税理士等に対する的確な指導監督を実施している一方で、書面添付制度のより一層の普及・定着や税理士等の非行の未然防止に努めていく必要があることなどを勘案し、「B 達成に向けて進展があった。」と評価しています。

財務省政策評価懇談会

実績の評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、実施計画及び評価段階で、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し意見をいただいています。

平成24事務年度の実績の評価については、「調査等においては、書類の紛失防止の観点から、タブレット端末等のデバイスの使用も検討すべきである。」「国税は、扱う文書の数が非常に多いので、文書管理の面からもe-Taxの普及を推進すべきである。」「具体的な数値目標を設定し、達成度を客観的に確認できる方法を採用しており理解し易い。」などの意見をいただきました。

※ 詳細については、国税庁ホームページの「国税庁の実績の評価」(<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/jissekihyoka/01.htm>)をご覧ください。

租税収入・予算 56

申告・課税状況 57

調査状況 58

国際課税 58

滞納状況 58

査察 59

権利救済 59

税務相談 60

納税者満足度 60

※ どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。

「〇年度」は、会計年度を示し、「〇事務年度」は、〇年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。また、「〇年分」は、所得税確定申告などの〇年分申告を示しています。

表の計数は、端数処理のため表内の数値の合計と合計欄が一致していないものがあります。

租税収入・予算

【平成 24 年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税 目		補正後予算額	決算額
		百万円	百万円
一般会計分	源泉所得税	11,204,000	11,472,513
	申告所得税	2,397,000	2,519,974
	法人税	8,992,000	9,758,311
	相続税	1,504,000	1,503,946
	消費税	10,316,000	10,350,429
	酒税	1,339,000	1,349,638
	たばこ税	945,000	1,017,942
	揮発油税	2,611,000	2,621,915
	石油ガス税	11,000	10,713
	航空機燃料税	44,000	49,360
	石油石炭税	546,000	566,946
	電源開発促進税	329,000	328,049
	自動車重量税	417,000	396,894
	関税	910,000	897,230
	とん税	10,000	9,829
	その他 ※	—	42
	印紙収入	1,032,000	1,077,676
	小 計	42,607,000	43,931,407
地方揮発油税		279,300	280,534
石油ガス税（譲与分）		11,000	10,713
航空機燃料税（譲与分）		12,600	14,103
自動車重量税（譲与分）		286,200	272,404
特別とん税		12,500	12,286
地方法人特別税		1,658,700	1,669,821
たばこ特別税		146,200	157,462
復興特別所得税		49,500	51,139
復興特別法人税		506,200	649,372
総 計		45,569,200	47,049,242

※ 「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

【平成 26 年度国税庁当初予算額】

項 目		予算額
		百万円
一般会計経費	情報化経費	39,765
	納税者利便向上経費 ^{*1}	10,019
	国際化対策経費	940
	庁局署一般経費等 ^{*2}	58,655
	職場環境整備・安全対策経費 ^{*3}	9,735
	税制改正関係経費	10,343
	税務大学校経費	2,305
	国税不服審判所経費	331
	酒類総合研究所経費	956
	共通番号制度関係経費	10,201
小 計		143,251
人件費		565,367
国税庁関係予算合計		708,619

※1 「納税者利便向上経費」には、e-Tax経費、確定申告書等作成コーナー経費などが含まれています。

※2 「庁局署一般経費等」には、税務諸用紙・通信費、アルバイト賃金、旅費、記帳指導や広報広聴に関する経費などが含まれています。

※3 「職場環境整備・安全対策経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。

I 国税庁について

II 納税者サービスの充実

III 適正な調査・徴収

IV 権利救済

V 酒税行政の適正な運営

VI 業務システムの見直し

VII 政策評価の実施

VIII 資料編

申告・課税状況

【所得税の課税状況】

(平成25年分)			
総人口	万人	12,752	
就業者数		6,270	
所得税の確定申告者数		2,143	
還付申告		1,240	
納税申告		622	
所得者別内訳	事業所得者	161	
	その他所得者	461	
	不動産所得者	107	
	給与所得者	236	
	雑所得者	84	
	上記以外	34	

※ 「総人口」及び「就業者数」は、平成24年の計数です。

【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(平成24事務年度)		
所得等区分	源泉徴収義務者数	税 額
	千件	億円
給与所得	3,561	90,613
退職所得	-	2,400
利子所得等	41	4,367
配当所得	129	21,389
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	11	449
報酬料金等所得	2,827	11,631
非居住者等所得	28	2,687
合 計	-	133,536

※1 源泉徴収義務者数は、平成25年6月末現在の計数です。

※2 平成25年1月1日以後生ずる所得に係る税額から復興特別所得税が含まれています。

【法人数の状況・法人税の申告状況】

(平成24事務年度)	
法人数	2,985 千件
申告件数	2,761 千件
申告割合	89.7%
黒字申告割合	27.4%
申告所得金額	451,874 億円
申告欠損金額	168,226 億円
税 額	100,105 億円

※ 法人数は、平成25年6月末現在の計数です。

【相続税の課税状況】

(平成24年分)	
死亡者の数	1,256,359 人
課税対象となった被相続人の数	52,572 人
納税者数(相続人の数)	147,920 人
課税価格	107,718 億円
税 額	12,446 億円

【贈与税の課税状況】

(平成24年分)	
課税人員	355,924 人
取得財産価額	15,798 億円
税 額	1,288 億円

※ 相続時精算課税分を含みます。

【消費税の課税状況】

(平成24年度)			
申告件数	区 分	納 付	還 付
		千件	千件
	個 人	1,143	31
	法 人	1,843	107
	合 計	2,986	138
税 額		93,135 億円	19,181 億円

【酒類の課税状況・生産状況】

(平成24年度)		
区 分	生産量	課税額
	千 k l	百万円
清酒	439	67,066
合成清酒	39	3,889
連続式蒸留しょうちゅう	399	89,918
単式蒸留しょうちゅう	498	121,041
みりん	90	2,050
ビール	2,803	607,479
果実酒	87	7,719
甘味果実酒	4	490
ウイスキー	84	30,127
ブランデー	5	1,850
発泡酒	626	104,609
原料用アルコール・スピリッツ	326	26,775
リキュール	1,891	154,755
その他の醸造酒		
粉末酒・雑酒	660	53,217
合 計	7,949	1,270,984

調査状況

【申告所得税の調査状況】

(平成 24 事務年度)

区 分	件 数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
実地調査	千件	億円	万円	億円	万円
特別・一般 ^{※1}	46	3,894	839	661	142
着 眼 ^{※2}	24	656	279	43	18
簡易な接触 ^{※3}	612	4,028	66	296	5
合 計	682	8,578	126	1,001	15

※1 「特別・一般」とは、高額・悪質なものを対象に行う深度ある調査をいいます。

※2 「着眼」とは、申告漏れ所得などの把握を短期間で行う調査をいいます。

※3 「簡易な接触」とは、文書や電話又は来署依頼などの方法により、申告内容の是正等を行うことをいいます。

【源泉所得税の実地調査状況】

(平成 24 事務年度)

件 数	非違件数	追徴税額
千件	千件	億円
136	33	285

※ 平成25年1月1日以後生ずる所得に係る追徴税額から復興特別所得税が含まれています。

【法人税の実地調査状況】

(平成 24 事務年度)

区 分	件 数	申告漏れ所得金額		追徴税額
		1件当たり	1件当たり	
法人全体	千件	億円	万円	億円
	93	9,992	1,071	2,098
調査課所管法人	3	4,629	15,909	1,011

【消費税の調査状況】

(平成 24 事務年度)

区 分	件 数	申告漏れの あった件数	追徴税額	
			1件当たり	1件当たり
個人	千件	千件	億円	万円
	84	58	211	25
法人	88	50	474	54

【相続税の実地調査状況】

(平成 24 事務年度)

件 数	申告漏れの あった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
千件	千件	億円	万円	億円	万円
12	10	3,347	2,741	610	500

【法定資料収集枚数】

(平成 24 事務年度)

法定資料名	収集枚数
	千枚
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	67,578
特定口座年間取引報告書	50,969
公的年金等の源泉徴収票	38,939
先物取引に関する支払調書	30,114
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	21,908
給与所得の源泉徴収票	19,429
国外送金等調書	5,636
その他	59,188
合 計	293,761

国際課税

【海外取引の把握状況】

(平成 24 事務年度)

海外取引法人等調査件数	12,506 件
海外取引等に係る申告漏れ件数	3,309 件
うち海外不正計算のあった件数	470 件
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	2,452 億円
うち海外不正脱漏所得金額	169 億円

【移転価格課税の状況】

(平成 24 事務年度)

申告漏れ件数	222 件
申告漏れ所得金額	974 億円

【移転価格税制に係る事前確認の状況】

(平成 24 事務年度)

申出件数	127 件
処理件数	138 件

滞納状況

【1 億円以上の滞納整理中のものの業種別状況】

(平成 25 年度末)

業 種	人 員		税 額	
	人	%	百万円	%
製造業	30	3.3	5,964	2.3
販売業	58	6.5	18,101	6.9
不動産・建設業	234	26.1	60,195	22.9
料理飲食業	58	6.5	9,890	3.8
金融業	22	2.5	12,203	4.6
その他の事業 ^{※1}	280	31.2	70,149	26.7
その他 ^{※2}	215	24.0	86,470	32.9
合 計	897	100.0	262,972	100.0

※1 「その他の事業」とは、病院（医師）、サービス業、レジャー産業などを入ります。

※2 「その他」とは、サラリーマン、年金所得者などをいいます。

査 察

【査察調査の状況】

(平成25年度)						
着手 件数	処理 件数	告発 件数	脱税額(総額)		脱税額(告発分)	
			1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
億円	百万円	億円	百万円	億円	百万円	億円
185	185	118	145	78	117	99

【大口事案の状況】

(平成25年度)		
告発件数	うち脱税額3億円以上	うち脱税額5億円以上
件	件	件
118	4	2

【告発事件の税目別状況】

(平成25年度)			
税 目	件 数	脱税額(総額)	
		1件当たり	1件当たり
億円	百万円	億円	百万円
所得税	18	20	113
法人税	64	54	84
相続税	6	19	321
消費税	16	9	57
源泉所得税	14	15	108
合 計	118	117	99

権利救済

【異議申立ての状況】

(平成24年度)					
区 分	異議申立件数	新規申立件数 ①	処理済件数 ②	請求認容件数 ③	割合③/②
課税関係	件 3,631	件 3,033	件 2,863	件 322	% 11.2
徴収関係	471	391	423	3	0.7
合 計	4,102	3,424	3,286	325	9.9

【審査請求の状況】

(平成24年度)					
区 分	審査請求件数	新規請求件数 ①	処理済件数 ②	請求認容件数 ③	割合③/②
課税関係	件 6,076	件 3,384	件 3,388	件 443	% 13.1
徴収関係	330	214	230	8	3.5
合 計	6,406	3,598	3,618	451	12.5

【訴訟事件の状況】

(平成24年度)					
区 分	訴訟件数	第一審提起件数 ①	終結件数 ②	敗訴、一部敗訴件数 ③	割合③/②
課税関係	件 594	件 142	件 300	件 20	% 6.7
徴収関係	117	43	76	4	5.3
審判所関係	9	4	7	—	—
合 計	720	189	383	24	6.3

※ 訴訟事件の計数は、審級別合計の計数です。

税務相談

【相談の多い項目上位 5 位】

〔電話相談センター〕

(平成 25 年度)

順位	税目	項目	件数
			千件
1	所得税	申告義務・手続等	423
2	所得税	住宅借入金等特別控除	275
3	所得税	医療費控除	234
4	所得税	年末調整	230
5	所得税	還付申告	155

〔タックスアンサー〕

(平成 25 年度)

順位	税目	項目	件数
			千件
1	所得税	医療費を支払ったとき(医療費控除)	2,597
2	所得税	所得税の税率	1,928
3	所得税	医療費控除の対象となる医療費	1,464
4	所得税	住宅を新築又は新築住宅を取得した場合(住宅借入金等特別控除)	1,385
5	所得税	扶養控除	1,242

納税者満足度

(平成 24 年度)

項目	上位評価割合
	%
職員の応接態度の好感度	84.3
税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度	77.6
税務署内の設備の利用満足度	67.0
国税の広報に関する評価	75.4
電話相談センターにおける相談満足度	94.5

※ 「上位評価割合」とは、アンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」と「やや良い」）を得た回答の割合を示しています。

【電話相談センターの税目別相談件数】

(平成 25 年度)

電話相談センターの 税目別相談件数		千件
	所得税	2,564
	法人税	272
	資産税	951
	消費税	277
	その他の間接税	187
	通則・徴収	250
	その他	688
	合 計	5,190

国税庁レポート 2014

NATIONAL TAX AGENCY REPORT

2014 年 6 月発行

編集・発行 国税庁

〒100-8978

東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号

TEL.03-3581-4161 (代表)

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>



詳しい情報は e-Tax ホームページへ

www.e-tax.nta.go.jp

※ e-Tax の最新情報やご利用にあたっての
手続などについて説明しています。



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。